

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 管理番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | 規制改革会議における再検討項目 |
|-----------|-----------|-------------|---------------|------|---|---------------|--------------|---|--------------------------------|---|---|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 措置の分類 | |
| 270331048 | 26年10月14日 | 27年1月29日 | 27年3月31日 | | 石綿障害予防規則に基づく届出と大気汚染防止法に基づく届出に関する統一様式を策定し、同様式に則った届出を共通(またはどちらか)の窓口へ提出すれば足りることとするべきである。 【提案理由】 建築物等の解体工事時には、石綿障害予防規則に基づく届出を労働基準監督署、大気汚染防止法に基づく届出を地方自治体に提出することが求められる。いずれの届出においても、工事の場所や期間、作業者の氏名や所在地等を記載することが求められており、類似の内容について複数の行政機関へ届け出なければならないとなっている。 「石綿の飛散防止対策の更なる強化について(平成25年2月20日、中環審第704号)」では、「関係する各制度が連動して働く仕組みとすることが望まれる。具体的には、都道府県等の建築部局や環境部局、労働基準監督署等において、石綿に関連する法令に基づく情報の共有に努めるよう、関係各庁と連動して都道府県等に要請することが有効と考えられる」と指摘されている。 こうした指摘も踏まえ、両法令を満たす統一様式を定め、共通の窓口へ提出することで足りることとするべきである。 | (一社)日本経済団体連合会 | 厚生労働省 環境省 | 労働安全衛生法第88条第3項の規定により、事業者は、建設業等に属する事業の仕事で一定のもの(耐火建築物等で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事等)を開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始日の14日前までに所轄の労働基準監督署長に届出をしなければならないこととされています。 また、石綿障害予防規則第5条の規定により、事業者は、石綿等が使用されている建築物、耐火被覆材等が取り付けられた建築物等の解体等の作業を行う場合における当該保温材、耐火被覆材等を除去する作業や、石綿等の封じ込み又は囲い込みの作業を行うときは、あらかじめ、所定の様式による届出書に係る建築物等の概要を示す図面を添えて、所轄の労働基準監督署長に届出をしなければならないこととされています。(ただし、労働安全衛生法第88条第3項の規定による届出をする場合にあつては、適用されません。) 一方、大気汚染防止法第18条の15の規定により、特定粉じん排出等作業(吹付け石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材が使用されている建築物等の解体等作業)を伴う建設工事の発注者又は自主施工者は、所定の様式による届出書により、作業の方法等を当該作業の開始日の14日前までに都道府県等に届出をしなければならないこととされています。 平成26年6月1日から施行された改正大気汚染防止法により、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出義務者が、解体等工事の施工者から工事の発注者又は自主施工者に変更されました。 | 労働安全衛生法 石綿障害予防規則 大気汚染防止法 | 対応不可 | 労働安全衛生法及び石綿障害予防規則に基づく届出は労働者の石綿ばく露防止を、大気汚染防止法に基づく届出は一般大気環境への石綿飛散防止をその趣旨としており、届出様式についても、各法令の趣旨に則ってそれぞれ確認すべき必要最低限の情報範囲が異なるため、様式を統一することは困難です。 また、届出の窓口についても、単に受理するのみではなく、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則に基づく届出は労働者の石綿ばく露防止の観点から労働基準監督署が、また、大気汚染防止法に基づく届出は一般大気環境への石綿飛散防止の観点から自治体環境部局が、それぞれ適切な対策が計画されているか確認し、不十分な場合には必要な指導を行うものであり、審査を行う主体や審査の内容も異なります。したがって、共通又はいずれかの窓口のみにおいて一括して受理することも困難です。 なお、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則に基づく届出の義務対象者が工事を施工する事業者である一方、平成26年6月1日から施行された改正大気汚染防止法により大気汚染防止法に基づく届出の義務対象者は主に解体等工事の発注者に変更されており、多くの場合、2つの届出は異なる義務対象者によって行われるものです。 |
| 270331140 | 26年9月24日 | 26年10月16日 | 27年3月31日 | | 在来船時代の廃棄物輸送はバラ積み前提としていたため、港湾地区では積替・保管施設を設け、対象物の飛散防止などが徹底される必要があった。一方で、昨今では海運の技術革新(コンテナ化)により、これをISO規格の海上コンテナに収納して運ぶ事が一般的になりつつある。このため、平成17年3月25日付で港湾コンテナターミナル(CT)における輸送手段の変更は、積替保管行為には当たらない旨の通知(環境産廃第060325002号)が出されているが、条件の「滞留しないこと」が当日中の船積みとされるケースがあり、輸送に実現を求めている。積替・保管施設に求められる要件とは、飛散防止、臭気汚水対策、衛生管理と他者の侵入防止であるが、コンテナに収納し港湾CTに一時保管する場合には、上記要件は全て満たされており、保管期限を不必要に短く設定すべき合理性は存在しない。については、次の要件を満たした通知の改定が必要である。 ・ISO規格海上コンテナに収納して飛散防止の措置を取り、港湾CTなど他者の進入を予め防止した港湾施設での一時保管とすると、港湾CTではコンテナを開放しての対象物の積込・荷卸は行わない。 ・港湾CTでの船積み・荷揚げに伴うコンテナ一時保管期間は、Weeklyサービス(定曜日出港)と船舶の遅れ等を加味し、最低10日間は「滞留」には当たらないとする。 ・飛散防止等の観点からISOコンテナ自体に十分な強度が備わっている必要がある為、船舶安全法(船舶設備規定 第七編第三章)を満たすコンテナとすること。 【理由】 ・コンテナ船はWeeklyサービス(定曜日出港)が基本であり、輸送ロットは週1000トン(コンテナ50-60基)ほどになる事も多い。これを例え毎週月曜日に船積みする場合、必然的に前週1週間をかけて港湾CTに搬入することが環境負荷の少ない合理的な輸送となる。また、荷揚げ後の搬出も同様である。 ・任意規定(JIS)では無(船舶安全法を満たしたコンテナとし、コンテナ自体の強度を法的に担保する事で、港湾CTの要件は他者の侵入防止のみになる。 ・循環資源の有効活用には広域での流通も想定せねばならないが、その際にCO2排出量の多い陸送を多用しては本来転倒である。海運の技術革新(コンテナ化)も有効に利用しながら、船舶へのモーダルシフトを進めるべきである。 | 井本商運株式会社 | 環境省 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項第5号口及びハ 規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)において平成16年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について | 現行制度下で対応可能 | 産業廃棄物の積替え保管は、処理の見込みのない産業廃棄物の保管による不適正処理等の生活環境保全上の支障を生じさせるおそれのある行為であり、当該行為に該当するかどうかについては、個別具体的な状況に応じて慎重に判断されることとなります。 この点、本通知において、産業廃棄物が封入されているコンテナの「滞留」を規制している趣旨は、正当な理由(例えば、完全予約制により積載する船舶・積載量等があるため決まっているコンテナが合理的な理由により積込みを得ている場合など)、なく、廃棄物が一定の場所に放置されることを防止するものであり、必ずしも当日中の積替えが一義的に求められるものではありません。 コンテナの「滞留」は、産業廃棄物の積替え保管に当たり行う行為であることから、上記正当な理由に基づいたコンテナの存在に該当するかどうかについては、各自体において個別具体的な状況に応じて適切に判断されることとされています。 なお、本通知の趣旨については、改めて今後自治体に周知してまいりますと考えております。 | |
| 270331141 | 26年9月24日 | 26年10月16日 | 27年3月31日 | | 従来の廃棄物輸送は陸上輸送と在来船輸送を前提としており、用いられるトレーラー車両(連結車両)は、トラクタ(けん引車)とシャーシ(被けん引車)が常時連結状態の車種である。一方で、昨今では海運の技術革新(コンテナ化)により、これをISO規格の海上コンテナに収納して運ぶ事が一般的になりつつあるが、この際に、提出元から船積搬、また、荷役港から処理施設まで用いられる海コンテナは、コンテナ種別やその重量によって、常にシャーシをつなぎ換える必要がある(常時連結ではない)。この車両特性に対応するため、貨物自動車運送業においてはその業に用いるシャーシを登録しているが、他業者との共用も認められている。一方、収集・運搬業では同じシャーシを他業者と共用すると、許認可の名義貸しにあたるなどの指導を受ける。コンテナ輸送用シャーシの他業者との共用を制限する事は廃掃法の趣旨からしても合理性に乏しく、次の要件を満たした指導方針の改定が必要である。 ・収集運搬に用いられるコンテナ輸送用シャーシについては、その車両の特性に即し、他業者との相互融通を認めること。 ・他業者とは、収集運搬業者であるかどうかを問わないこと。 一方、廃棄物のトレーサビリティ(追跡可能性)の観点から、収集運搬に使用するシャーシについては、必ず当該収集運搬業者が使用車両として登録を行う事。つまり、複数の収集運搬業者が1台のシャーシを重複して登録する事を認めないこと。 【理由】 ・コンテナ輸送用シャーシは廃棄物を直接積み込む荷台を持たず、その安全性については道路運送車両法に基づき整備・登録によって十分満たされている。このため、廃棄物輸送の観点から改めて当該車両を審査する必要性に乏しい。 ・廃棄物のトレーサビリティ(追跡可能性)の観点から重要なのは、原動機を具備し業務員が運転するトラクタ(けん引車)であって、シャーシはこれに従属する部分に過ぎない。これは、海コンテナに係る運輸行政・業界の共通認識である。 ・今後、循環資源を有効に活用するために広域での流通を想定せねばならないが、その際に、CO2排出量の多い長距離陸送を多用しては本来転倒である。海運の技術革新(コンテナ化)も有効に利用しながら、鉄道・船舶へのモーダルシフトを進めるべきである。 | 井本商運株式会社 | 環境省 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項及び第5項 | 現行制度下で対応可能 | コンテナ輸送用シャーシを複数の収集運搬業者の間で相互に融通し合うことは、当該収集運搬業者が当該シャーシの経絡的な使用権限を有し、かつ、当該設備が名義貸しに該当すること等により産業廃棄物の不適正な収集運搬を行わせるものでなければ、現行制度下でも対応可能です。 なお、名義貸しとは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について」(平成9年12月26日付け官報第318号厚生省生活衛生局水循環部長通知)第7の2において、「外見上許可業者としての体裁を整えさせ、許可業者の名義をもって業を行わせることをいふ」としています。 本回答の内容については、改めて今後自治体に周知してまいりますと考えております。 | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 管理番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的な内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | 規制改革会議における再検討項目 |
|-----------|-----------|-------------|---------------|------|--|---------------|------|---|------------|--|-----------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 措置の分類 | |
| 270331142 | 26年10月14日 | 27年1月29日 | 27年3月31日 | | <p>確実にリサイクル可能な発泡スチロール、ペットボトルなどの資源物に関しては、廃棄物処理法における規制を見直し、全国で統一して産業廃棄物収集運搬業許可を不要とすべきである(例えば、法第14条第1項但書の「専ら物」の対象とする等)。</p> <p>【提案理由】スーパー等の店頭で回収したペットボトルや発泡スチロールは、リサイクルシステムが構築され、確実にリサイクルが可能である。しかし、現行法では「廃棄物」と判断され、収集運搬するには許可が必要とされる。そのため、リサイクルのための優れた処理技術を開発していても、各都道府県等における許可取得、収集運搬業者への委託、マニフェストの発行等、収集運搬を行う際多額のコストがかかり、効率的なリサイクルが阻害されている。また、ペットボトルや発泡スチロールは、容器包装リサイクル法の対象となっており、資源の有効利用が推進されている。</p> <p>なお、見直しにあたっては、全国一律のリサイクルシステムで対応が可能となるよう、全国的に統一された取扱いがなされることが重要である。</p> | (一社)日本経済団体連合会 | 環境省 | 産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者は、都道府県知事等の許可を受けなければならないこととされている。 | 現行制度下で対応可能 | <p>廃棄物処理法第14条第1項及び廃棄物処理法施行規則第9条において、再生利用することが確実であると都道府県知事等が認めた産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であつて都道府県知事等の指定を受けたものについては、産業廃棄物収集運搬業の許可を不要とする特別制度を設けることとする。</p> <p>また、当該指定を受けた者に当該指定に係る産業廃棄物のみの収集運搬を委託する場合は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付は要しないこととされている。</p> <p>なお、スーパー等における店頭回収については、これを促進していくべきとの御指摘を審議委員会においていただいているところであり、取組促進のための具体的な方策について、店頭回収物の法的な位置付けを含め、御議論いただいております。今後、環境省として、店頭回収物に係る考え方について整理した上で、自治体に周知する予定です。</p> | |
| 270331143 | 26年10月14日 | 27年1月29日 | 27年3月31日 | | <p>バイオマス燃料の廃棄物該当性について、これまで示した判断事例集等を集約し、より明確な判断基準を示すべきである。</p> <p>【提案理由】廃棄物を燃料とするバイオマス発電設備を設置する場合、廃棄物処理施設の許可を取得する必要があるが、許可の取得には何年も要することが障害となり、バイオマス発電設備の設置が遅々として進まないのが現状である。</p> <p>そもそも、バイオマス発電設備については、廃棄物からなるバイオマス燃料であっても、それが廃棄物と判断されなければ、廃棄物処理法の適用を受けることはなく、廃棄物処理施設の設置許可を取得する必要もない。</p> <p>すでに、「平成24年度バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」(平成25年3月)や「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日閣議決定)において平成24年度に講ずることとされた措置(廃棄物諸地方の適用関係について)。(環境省発第13032911号、平成25年3月29日)において、バイオマス発電燃料の廃棄物該当性について、判断材料が出されている。しかし、行政の現場においては、都道府県等によって判断が異なり、事業者の予測可能性が担保できない。</p> <p>バイオマス発電の着実な導入を促すため、都道府県等において統一した判断が可能となるよう、より明確な判断基準を示す必要がある。</p> | (一社)日本経済団体連合会 | 環境省 | <p>廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し判断すべきこととされています(平成14年3月10日最高裁判所大法廷決定同旨)。</p> <p>個別の事例ごとについての当該廃棄物該当性に係る実際の判断は、産業廃棄物に関しては、都道府県等が行うこととなっています。上記判断の結果、廃棄物に該当しないとされたものについては、廃棄物処理法の適用を受けないこととなります。</p> | 対応不可その他 | <p>廃棄物の発生形態や処理の状況等は事業ごとに様々であり、廃棄物該当性の判断や廃棄物の排出者の特定等については、各事業に応じた個別に行う必要があります。したがって、全ての事例を想定することは困難であること、また、仮に具体的なケースを想定しても、必ずしも特定の状況に適用可能となるわけではないことから、個別の事業ごとに都道府県等に御相談いただくことが適切です。</p> <p>なお、都道府県等のバイオマス発電燃料の廃棄物該当性の判断に資するため、事例集を作成したところであり、その内容をより充実したものすべく、今後とも継続的な見直しを行い、周知してまいります。また、複数の都道府県・政令市が関係する事業であつて当該各都道府県・政令市の判断結果が合理的な理由なく異なる可能性がある場合等に備え、環境省に全国相談窓口を設置し、事業者の皆さまのご相談を承っております。</p> <p>以上の取組等を通じ、廃棄物のバイオマス発電燃料としての利用を支援するよう努めてまいります。</p> | |
| 270331144 | 26年10月14日 | 27年1月29日 | 27年3月31日 | | <p>昨年の政府回答に基づき実態調査に着手するとともに、都道府県等の条例・指導要綱に基づく事前協議制の撤廃を含め、県外産業廃棄物の流入規制を見直すよう都道府県等に働きかけるべきである。また、事前協議の運用において、都道府県等ごとに異なる協議内容の統一を図るとともに、電子媒体を活用するなど、早急に手続きを簡素化すべきである。</p> <p>【提案理由】廃棄物処理法の規定にはないが、産業廃棄物を県外に搬入する場合、搬入先の都道府県等において条例・指導要綱に基づく事前協議が必要とされており、その対応に多くの時間と労力が費やされている。例えば、事前協議の内容(対象産業廃棄物、提出書類等)が都道府県等ごとに異なっているため、同一の処理を行う場合でも判断が異なることがある。これら流入規制は、事業者による広域的かつ効率的な処理、リサイクルを阻害する要因となっている。</p> <p>昨年度の政府回答において、「…御指摘を踏まえ、今後、地方自治体独自の住民同意や流入規制の対策に係る内容等について実態調査を行い、当該調査結果を踏まえ、流入規制の撤廃や緩和の可否等について検討を行った上で、当該検討結果等について公表します。」との回答を得ているが、まだ実態調査が行われていない。</p> | (一社)日本経済団体連合会 | 環境省 | <p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について」(平成9年12月26日付付衝環318号厚生省生活衛生局水循環環境部長通知)</p> <p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について」(平成18年9月27日付付環発第060927001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物対策課長通知)</p> | その他 | <p>都道府県等による流入規制に関しては、産業廃棄物が広域的に移動するという性質を有する一方で、適正に処理する産業廃棄物処理業者であつてもその扱う産業廃棄物が制約され、正規のルートが絞られることにより、結果として無許可業者の不適正処理ルートに向かうことになりかねないこと、優良な産業廃棄物処理業者が市場において優位に立てるようにすることを目的とする産業廃棄物分野の構造改革にブレーキをかけかねないこと等といった問題があります。そのため、廃棄物処理法の趣旨に反し、同法に定められた規制を超える要請による運用については、必要な見直しを行うことにより適切に対応していただくよう、通知や各種会議を通じて都道府県等に働きかけるとおり、引き続き、働きかけを行ってまいります。</p> <p>なお、御指摘の実態調査については、今後速やかに行なってまいります。</p> | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 管理番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的な内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | 規制改革会議における再検討項目 |
|-----------|-----------|-------------|---------------|-----------------------------------|---|---------------|------|---|---|-------|--|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 措置の分類 | |
| 270331145 | 26年10月14日 | 27年1月29日 | 27年3月31日 | 廃太陽電池モジュール及び蓄電池等のリサイクルに向けた規制緩和 | 都道府県等の条例・指導要綱に基づく事前協議制の撤廃を含めた県外産業廃棄物の流入規制の見直しについて都道府県等に働きかけるとともに、広域認定制度を見直し、廃太陽電池モジュール及び蓄電池等の効率的な回収が可能となるようにすべきである。 【提案理由】急速に普及が進んでいる太陽電池モジュール及び蓄電池等は、今後、大量に廃棄物として排出されることが予想される。廃棄物となったこれらの品目を適切に処理・再利用するためには、広域的に回収するのが効率的である。 しかし、許可を受けて収集運搬する場合、これらを県外から搬入するには、搬入先の都道府県等の条例・指導要綱に基づく事前協議が必要とされる場合が多く、時間と労力がかかる。また、広域認定制度による認定を取得した場合であっても、収集運搬を行う業者の住所や代表者等に軽微な変更があった際に、連帯なく、登記事項証明書等添付するなどして届け出る必要がある等、許可を維持・管理するための負担が大きく、許可が維持できないことがある。 回収が容易になることにより、有価物化や再資源化を促進することができる。 | (一社)日本経済団体連合会 | 環境省 | 広域認定を受けた者は、常に広域的処理に係る廃棄物の状況について把握し、不適正処理を未然に防止する必要があるため、収集運搬業者に係る情報を含めた一連の処理の行程を統括して管理する体制を整備していなければならない。収集運搬業者の軽微な変更があった場合には、廃棄物処理法15条の4の3第3項において準用する第9条の3第8項の規定により、都道府県知事等に届け出ることとされています。 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の3第3項 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等が一部改正により、平成25年12月26日付け環境省生活衛生局循環環境部長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について」(平成18年9月27日付け環境部発第060927001号・環境産発第060927002号)環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知) | その他 | 都道府県等による流入規制に関しては、産業廃棄物が広域的に移動するという性質を有する一方で、適正に処理する産業廃棄物処理業者であってもその扱う産業廃棄物量が制約され、正規のルートが絞られることにより、結果として無許可業者の不適正処理ルートに向かうことになりかねないこと、優良な産業廃棄物処理業者が市場において優位に立てるようにすることを目的とする産業廃棄物分野の構造改革にブレーキをかけかねないこと等といった問題があります。そのため、廃棄物処理法の趣旨に反し、同法に定められた規制を越える要綱等による運用については、必要な見直しを行うことにより適切に対応していただくよう、通知や各種会議を通じて都道府県等に働きかけており、引き続き、働きかけを行ってまいります。なお、廃棄物処理法においては、第15条の4の3第3項において準用する第9条の3第8項の規定に基づき(届出に際して登記事項証明書の添付は求めておらず、広域認定業者の事務負担の軽減を図っているところ)です。 |
| 270331146 | 26年10月14日 | 27年1月29日 | 27年3月31日 | 自ら処理の産業廃棄物処理施設設置許可に係る軽微な変更届出事項の緩和 | 産業廃棄物処理業の業許可を取得していない排出事業者が、自社の廃棄物を自ら処理するために設置している産業廃棄物処理施設については、役員等(法定代理人、役員、5%以上出資者、使用人の代表者)の変更時における軽微な変更届出を不要とすべきである。 【提案理由】現行法上、産業廃棄物処理業の許可や産業廃棄物処理施設の設置許可を取得する際に届け出た役員等を変更した場合、軽微変更として届け出ることが義務付けられている。その際、住民票や成年取組後見人及び増加もあり、事務的な負担が増している。 自社の廃棄物のみを処理するために施設を設置している事業者は、施設設置許可に係る規制だけでなく、排出事業者としての規制も課せられており、自ら排出した廃棄物を、排出から最終処分まで適正に処理することになっている。また、仮に法違反があった場合でも、人に隔属する処理業の許可と異なり、そこに隔属する処理施設の設置許可は、事業者(行為者)の所在が明確であり、特定が比較的容易である。 | (一社)日本経済団体連合会 | 環境省 | 廃棄物処理施設は、廃棄物を適正に処理するための施設ですが、廃棄物の処理自体が生活環境に影響を及ぼすおそれのある行為であることから、施設の構造や維持管理の方法の如何によっては生活環境保全上の支障を生じかねないという特性を有しています。 このため、現行法では、廃棄物処理施設の設置を許可制とし、許可に当たっては、単に廃棄物を蓄積・減量化する等の処理能力を有するだけでなく、あわせて廃棄物の処理の過程で生活環境保全上の支障が生じしないような構造であることや、設置者自身が施設の適正な維持管理等を行うことを期待し得る者であることを求めています。 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第11条第5項第7号及び第12条の10の2第2項第4号 | 対応不可 | 御指摘の「産業廃棄物処理業の業許可を取得していない排出事業者が、自社の廃棄物を自ら処理するために設置している産業廃棄物処理施設」について、自ら処理の場合でも、法に定めた適正な業の遂行を期待し得ない反社会的勢力等を排除し、左記に示した「設置者自身が施設の適正な維持管理等を行うことを期待し得る者」であることを担保する必要があります。変更届出及びこれに伴う住民票及び登記事項証明書の提出は、上記担保に資するものであることから、この点については御理解をお願いいたします。 |
| 270331147 | 26年10月14日 | 27年1月29日 | 27年3月31日 | 産業廃棄物処理法の実地確認方法の統一 | 優良産業廃棄物処理業者認定制度の認定を受けた業者に委託した場合等の実地確認方法について示した通知(環境産発第110204002号)を各自治体に周知徹底するとともに、実地確認方法や確認頻度の統一に向けた働きかけを行うべきである。 【提案理由】現行法では、排出事業者の委託先への実地確認は努力義務とされている。しかし、自治体によっては、条例や要綱で実地確認を義務付けており、その実施の方法や頻度が異なっていることから、対応に苦慮している。 昨年度、優良産業廃棄物処理業者認定制度の認定を受けた業者に委託した場合の実地確認方法について、要望を提出したところ、政府から「優良認定事業者に処理を委託する際、産業廃棄物の処理状況や、事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報が公表されている場合には、産業廃棄物の処理状況の確認を当該公開情報等により間接的に行うことができる」ということを既に通知しているところであり、引き続き自治体に周知を図ってまいります。」との回答を得たが、改善が見られない。 | (一社)日本経済団体連合会 | 環境省 | 産業廃棄物処理法12条第7項では、排出事業者は委託した産業廃棄物の処理状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第7項 | 対応不可 | 産業廃棄物処理法12条第7項では、排出事業者は、処理が適正に行われるために必要な措置を講じる努力義務を課していますが、その具体的な措置の内容については、排出事業者の責任において行われるべきものであるため、法律上明確には規定していません。 優良認定事業者に処理を委託する際、産業廃棄物の処理状況や、事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報が公表されている場合には、産業廃棄物の処理状況の確認を当該公開情報等により間接的に行う方法を考えられることを既に通知しているところであり、御指摘を踏まえ、引き続き自治体に周知徹底を図ってまいります。 |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 管理番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果 | | | 規制改革会議における再検討項目 | |
|-----------|-----------|-------------|---------------|--------------------------------|---|---------------|------|---|--|-------|--|------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 措置の分類 | | 措置の概要(対応策) |
| 270331148 | 26年10月14日 | 27年1月29日 | 27年3月31日 | 電子マニフェストにおける運搬・処分報告期間の延長 | 電子マニフェストシステムを利用する場合における産業廃棄物の運搬終了報告、処分終了報告の登録を行うまでの期間を、運搬又は処分を終了した日から「3日」とあるのを実際の運用において対応できる形にすべくである。 【提案理由】産業廃棄物の収集運搬業者及び処分業者は、電子マニフェストシステムを利用する場合、産業廃棄物の運搬又は処分を行った後、3日以内に電子マニフェストの登録を行うことが義務付けられている。一方、紙マニフェストの場合は、産業廃棄物の運搬又は処分を行った後、10日以内にマニフェストB2票・C2票・D票・E票を排出事業者又は収集運搬業者に送付する事となっている。 排出事業者は、処理委託した産業廃棄物が適正に処理されたか否かを確認する義務があるため、運搬又は処分を行った後3日以内に電子マニフェストの登録が行われているかを確認しているが、休日直前に運搬又は処分した場合に3日以内に登録できない事例がある。その場合、収集運搬業者・処分業者を指導することになるが、土日が休日の場合は実質1日しか余裕がなく、また、年末年始等の長期休暇の場合は3日以内に登録することが実質的に困難な状況がある。 | (一社)日本経済団体連合会 | 環境省 | 事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、電子マニフェストを使用して、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合、当該委託に係る産業廃棄物を引き渡した後、三日以内に当該委託に係る産業廃棄物の情報を電子マニフェストシステムに登録しなければなりません。 | 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第1項 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2及び様式第6号 「規制改革・民間開放推進三か年計画」(平成17年3月25日閣議決定)において平成17年中に講ずることとされた措置(産業廃棄物処理法の適用関係)について(通知)、「平成18年3月31日付け環境産発第080331001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知」 | 対応不可 | 電子マニフェストでは、産業廃棄物の排出場所が本社等から離れた現場である場合は、速やかにシステム上に登録できないことも想定されるため、登録期限を最大3日以内と規定したところですが、 産業廃棄物の引渡し後にシステム上への登録を3日間猶予していますが、登録されるまでは廃棄物の情報がマニフェスト上に表示せず、廃棄物の所在が曖昧な状況にあります。このため、長期休暇等を直前に控えている状況であるとしても、登録期限をさらに延長することは困難ですが現場にて引渡しを終了した場合に迅速にシステム上で登録作業ができるよう、スマートフォンやタブレット端末等を使用して現場から報告できるシステムへの改良を行うこととしており、実際の運用面で対応できるように配慮してまいります。 | |
| 270331149 | 26年10月14日 | 27年1月29日 | 27年3月31日 | 産業廃棄物収集運搬業許可に関わる申請書類様式の全国統一の徹底 | 産業廃棄物収集運搬業の許可に関わる申請書類様式の全国統一に向け、引き続き各都道府県に働きかけるべきである。 【提案理由】産業廃棄物収集運搬業の許可を申請するには、廃棄物処理法第9条の2による様式第6号による申請書のほか、同条に掲げられた書類及び図面を、当該業を行うおとする区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならないとされている(許可の更新を申請する際も、一部を除いて提出する必要がある)。しかし、自治体によって、申請書類の様式が異なり、手続きに多くの手間と時間を要している。各都道府県の申請書類の様式を統一すれば、一書式の作成のみで全ての都道府県への対応が可能となり、事務手続きが簡素化できる。 すでに、環境産発060331001号(「規制改革・民間開放推進三か年計画」(平成17年3月25日閣議決定)において平成17年度中に講ずることとされた措置(産業廃棄物処理法の適用関係)について)において、各都道府県に対し、申請書類の様式の統一を要請して頂いたところであるが、申請書類の様式の統一化は進んでいないのが現状である。 | (一社)日本経済団体連合会 | 環境省 | 産業廃棄物収集運搬業の許可の申請書については、廃棄物処理法施行規則において統一の様式が定められているところですが、 | 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第1項 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2及び様式第6号 「規制改革・民間開放推進三か年計画」(平成17年3月25日閣議決定)において平成17年中に講ずることとされた措置(産業廃棄物処理法の適用関係)について(通知)、「平成18年3月31日付け環境産発第080331001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知」 「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(平成20年3月25日閣議決定)において平成19年度に講ずることとされた措置(産業廃棄物処理法の適用関係)について(平成20年3月31日付け環境産発第080331001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知) 「産業廃棄物管理票交付等状況報告書及び産業廃棄物処理業許可申請時の添付書類に関する書類の統一について」(平成23年3月31日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課事務連絡) | その他 | 産業廃棄物処理業の申請書類については、既に産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則において全国統一の様式が定められているところですが、その運用により異なる様式を用いている都道府県等もあることから、当該様式の使用について、「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(平成20年3月25日閣議決定)において平成19年度に講ずることとされた措置(産業廃棄物処理法の適用関係)について、(平成20年3月31日付け環境産発第080331001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)及び「産業廃棄物管理票交付等状況報告書及び産業廃棄物処理業許可申請時の添付書類に関する書類の統一について」(平成23年3月31日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課事務連絡)を発出するとともに、各種会議等を通じ、都道府県等へ周知を図っているところであり、御指摘を踏まえ、当該通知の内容の周知徹底に努めてまいります。 | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ×:再検討を要判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 管理番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的な内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革会議における再検討項目 |
|-----------|-----------|-------------|---------------|----------------------------------|---|---------------|------|---|---|------------|--|-----------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 措置の分類 | 措置の概要(対応策) | |
| 270331150 | 26年10月14日 | 27年1月29日 | 27年3月31日 | 広域認定制度の申請に関する審査体制の効率化 | 「広域認定制度申請の手引き」における「第2章 新規認定の申請手続 2.1申請の流れ」について「相談」「事前確認」を一体化するなど、相談・事前確認における確認項目の重複を省き、申請手続を効率化すべきである。 【提案理由】「広域認定制度申請の手引き 第2章新規認定の申請手続 2.1申請の流れ」によると、申請希望者は、環境省地方環境事務所における「相談」、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、産業廃棄物課における「事前確認」を受けた後に審査申請ができることになっている。手続による、「相談」は申請者の構想の本制度への適合性を確認すること、「事前確認」は申請書類の作成方法を確認することが目的とされるが、相談、事前確認、本審査の確認項目が重複することが多い。(相談の時点で申請書類の内容も細かく確認されている。)実際の本審査期間は、標準期間である3カ月程度であるものの、相談から審査完了までの期間を合わせると平均8カ月から12カ月程度を要している。これらの二重チェックは手続きに時間を要するだけでなく、手続きを煩雑にしている。 | (一社)日本経済団体連合会 | 環境省 | 広域認定制度の申請手続きは、地方環境事務所において行う「制度及び構想の相談、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、産業廃棄物課において行う「事前確認」及び「審査」といって行われます。「制度及び構想の相談」は、申請に必要な申請書類(処理行程および処理方法)をもとに制度の適合の確認を行うとともに、概ね申請内容が制度に適合すると判断した場合は、申請書類の作成相談を行います。「事前確認」では、申請者が作成した申請書類について、処理に係る体系や広域の処理の認定の各基準に照らし合わせながら具体的に構築され、反映させた形となっているか書類の作成内容を確認します。「審査」は、申請内容の認定基準への適合などを行うとともに必要に応じて現地調査による確認も行います。 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9、第15条の4の3 | 事実誤認 | 申請手続きの「相談」は、事業者の距離的な負担を軽減するという観点から、申請者に近い地方環境事務所窓口を設けています。また、広域認定を取得した事業者への認定後の立入を地方環境事務所が実施することが効率的であるため、地方環境事務所において申請内容の把握に努めているところです。広域認定のスキームでは、製造メーカーの所在地、回収拠点、処分場が全国各地に展開されていることが多いため、この「事前確認」「審査」については、書類内容の総括的な確認を行うことができる本省において統一的に実施されています。御指摘の本省と地方環境事務所の審査の重複をなくすためにも、これらの役割分担を明確にし、事業者の負担を軽減してまいります。 | |
| 270331151 | 26年10月14日 | 27年1月29日 | 27年3月31日 | 優良産業廃棄物処理業者認定制度における申請書類の提出方法の見直し | 優良産業廃棄物処理業者認定制度の申請において、基準を満たすことを証明するために必要とされる添付書類の一部を、データ提出または「産廃情報ネット」による閲覧代替が可能とすべきである。(特に「事業の透明性に係る基準」を満たすことを証する、インターネットによる情報公開履歴の書面) 【提案理由】当該制度の認定を申請する場合、基準に適合することを証する「書類」を申請書に添付しなければならない。中でも、基準のひとつである「事業の透明性に係る基準」を満たすことを証するためには、インターネットによって公開している情報及びその更新履歴をすべてプリントアウトして書面で提出する必要があるが、添付書類の量が年々多くなっている。例えば、当該認定を受けることにより許可の期間は7年となるため、認定を受けて以降の許可更新時には、毎回7年分の更新履歴をプリントアウトして添付しなければならない。一方で、制度開始当初は「優良確認」によって認定を取得した場合は7年を待たず更新申請を行うが、その場合でも添付書類はすでに膨大となっている。申請書提出時の審査では公開情報の更新頻度や公開内容が十分であるか等が確認されるが、その内容を確認する資料については必ずしも「書面」である必要はない。当該制度を管理する環境省のマニュアルにおいては、情報公開のツールとして公開項目や更新履歴の管理が容易である「産廃情報ネット」の利用を推奨している。処理業者が情報公開のために利用するだけでなく、行政側が審査時に情報公開履歴を確認するためにも「産廃情報ネット」を活用すべきである。なお、「産廃情報ネット」によらずに情報公開を行っている場合には、USBメモリやCD等の情報記憶媒体を活用するなど、データ化・オンライン化の時代に即した、資源と労力を抑えた申請方法とすべきである。 | (一社)日本経済団体連合会 | 環境省 | 優良産業廃棄物処理業者認定制度の認定基準の一つには事業の透明性に係る基準があり、これに適合するために、所定の情報をインターネットを利用する方法により公表し、所定の更新頻度で更新している必要がある。この基準に適合していることを証するためには、インターネットを利用する方法により情報が公表されていること、情報の公表・更新の期間が、事前情報公表期間以上となっていること、所定事項が適切に公表され、所定頻度で更新されていることが書類上明らかとなっていることが必要となる。 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第2項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の9 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2第2項15号及び第9条の3 | 検討に着手 | 法施行規則に規定する更新頻度で所定の情報が更新されているかを確認するためには、「産廃情報ネット」の履歴証明サービスが有効ですが、サービスを受けていない処理業者や自社HPで公表している処理業者は、その都度、更新・公表した時点における当該員の該当部分をプリントアウトして提出しなければならず、更新頻度が高ければ、提出する書類の量が増えしまつる現状があります。このため、他自治体の優良認定付き許可証を活用して提出書類の省略を行った、電子データによる提出を求めて確認を行うなどの効率化が図れるよう検討してまいります。 | |
| 270331152 | 26年10月30日 | 27年1月29日 | 27年3月31日 | 廃棄物処理法に定める産業廃棄物の定義の見直し | 【内容】リース会社が排出する繊維(ず)については産業廃棄物とする特例を設ける等、リース会社が産業廃棄物処理業者に処理を委託できるようにすること、リユース、リサイクルが可能ならリース終了物件について、産業廃棄物処理法の適用除外とすること。 【提案理由】繊維(ず)については、「特定の事業活動に伴うもの」として繊維工業、建設業から排出される繊維(ず)のみ、産業廃棄物として定義されているため、リース会社が顧客から返還される廃棄物として排出する布巾、カーテン、制服等の繊維製品は、一般廃棄物として取扱われている。一般的にリース会社が排出する廃棄物は大量になることが多く、一般廃棄物としての処分は困難であり、また産業廃棄物処理業者への処理も委託できない。本件見直しを行うことにより、適正な廃棄物処理を促進し、環境面における社会貢献に寄与できる。薄了物件の市場価格が買取(運搬)費用より小さい場合は、リユース、リサイクルが可能なおも、このため、リユースが可能であるにも拘わらず、その収集運搬には産業廃棄物収集運搬業の許可が必要等、国策である3Rの阻害要因となる規制が存在している。 | (公社)リース事業協会 | 環境省 | 廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するかがかは、その物の性状、排出の状況、廃棄の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し判断すべきこととされています(平成11年3月10日最高裁判第2小法決定参照)。上記の判断の結果、廃棄物に該当しないこととされているものは、産業廃棄物処理法の適用を受けなくなります。廃棄物のうち、産業廃棄物処理法第2条第4項に規定する物については産業廃棄物、産業廃棄物以外の廃棄物については一般廃棄物として扱うこととされていますが、産業廃棄物に関する個別の事例ごとの廃棄物該当性に係る実際の判断については、都道府県等が行うこととなります。また、市町村は、その区域内における一般廃棄物の統括的処理責任を負っています。 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項、第2項及び第4項並びに第6条の2第1項(行政分の指針について(通知)) (平成25年3月29日付け環境省発第1303299号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知) | 現行制度下で対応可能 | 産業廃棄物の種類は、その物の性状、処理の体系等から市町村が処理責任を負う一般廃棄物としてではなく、事業者が処理責任を負う産業廃棄物として扱うことが廃棄物処理法上適切かどうか等の要素を考慮して定めているものです。産業廃棄物処理法上、一般廃棄物として取り扱われることとなる繊維(ず)の処理については、市町村が統括的処理責任を負っています。したがって、御指摘の「一般廃棄物としての処分は困難」という事情について、管轄の市町村とよく相談いただき、適切に処理していただくようお願いいたします。また、廃棄物の発生形態や処理の状況等は事業ごとに様々であり、廃棄物該当性の判断や廃棄物の排出者の特定等については、各事業に応じて個別に行う必要があります。したがって、全ての事例を想定することは困難であること、また、仮に具体的なケースを想定しても、必ずしも特定の状況に適用可能とならないことから、個別の事業ごとに都道府県等に御相談いただくことが適切です。御指摘の「リユース、リサイクルが可能ならリース終了物件」については、各都道府県等における判断の結果、当該物が廃棄物ではないと判断された場合には、現行制度上、当該物を産業廃棄物として取り扱う必要はなく、産業廃棄物処理法の適用対象とはなりません。 | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 管理番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | 規制改革会議における再検討項目 | |
|-----------|-----------|-------------|---------------|--------------------------------------|---|----------------|------|---|---|------------|---|------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 措置の分類 | | 措置の概要(対応策) |
| 270331153 | 26年10月30日 | 27年1月29日 | 27年3月31日 | 廃棄物処理に係る電子マニフェストの登録期限見直し | 【内容】 電子マニフェストの登録期限設定期日について、「廃棄物の引渡日より3日以内」から「廃棄物の引渡日より3営業日以内」と変更すること。 【提案理由】 取引実務において、現行設定期日は土日・祝祭日を含むものとなっており、年末年始や連休前日の引渡の場合、当日登録を失念すると違反状態となる状況が考えられる。当該日程を考慮した廃棄物の引渡しとすることが必要とされること等になり、実際の取引実務と乖離した設定となっていること。 | (公社) リース業協会 | 環境省 | 事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、電子マニフェストを使用して、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合、当該委託に係る産業廃棄物を引き渡した後、三日以内に当該委託に係る産業廃棄物の情報を電子マニフェストシステムに登録しなければなりません。 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の3 | 対応不可 | 電子マニフェストでは、産業廃棄物の排出場所が本社等から離れた現場である場合は、速やかにシステム上に登録できないことも想定されるため、登録期限を最大3日以内と規定したところと見なされています。 廃棄物の引渡し後にシステム上への登録を3日間猶予していますが、登録されるまでは廃棄物の情報がマニフェスト上に表示せず、廃棄物の所在が曖昧な状況下にあります。このため、長期休暇等を直前に控えている状況であるとしても、登録期限をさらに延長することは困難ですが、現場にて引渡しを終了した場合に迅速にシステム上で登録作業ができるよう、スマートフォンやタブレット端末等を使用して現場から報告できるシステムへの改良を行うこととしており、実際の運用面で対応できるよう配慮してまいります。 | |
| 270515003 | 26年10月14日 | 27年1月29日 | 27年5月15日 | 一般廃棄物由来のごみ焼却燃料(RDF)等の廃棄物該当性の判断基準の明確化 | 産業廃棄物に関して同様、一般廃棄物由来のRDF等についても、「再生利用又はエネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者へ引き渡す場合には、引渡し側に経済的損失が生じている場合であっても、少なくとも、再生利用又はエネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者が占有者となった時点以降については、廃棄物に該当しない」などの判断基準を示すべきである。 【提案理由】平成25年3月29日付環境省第134032911号において、廃棄物か否か判断する際の輸送費の取扱い等に関する解釈の明確化が図られ、「産業廃棄物の占有者(排出事業者等)がその産業廃棄物を、再生利用又は電気、熱若しくはガスのエネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者へ引渡す場合には、引渡し側が輸送費を負担し当該輸送費が先立代金を上回る場合等当該産業廃棄物の引渡しに係る事実全体において引渡し側に経済的損失が生じている場合であっても、少なくとも、再生利用又はエネルギー源として利用するために有償で譲り受けるものが占有者となった時点以降については、廃棄物に該当しないと判断しても差し支えないこと」とされた。 しかし、この通知は、産業廃棄物に関するものであり、一般廃棄物をエネルギー源として利用する場合等が含まれるか否かが明確でない。例えば、自治体が家庭ごみから製造したRDFを燃料利用目的で有償にて売却した場合に、自治体が輸送費を負担することで逆有償となる例が多々生じている。 | (一)社)日本経済団体連合会 | 環境省 | 廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要になったものをいし、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきこととされています(平成11年3月10日最高裁第2小法廷決定同旨)。 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条「エネルギー分野における規制」制度改革に係る方針(平成24年4月3日閣議決定)において平成24年度に講ずることとされた措置(廃棄物処理法適用関係)について(通知)(平成25年3月29日付環境省第13032911号環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部産業廃棄物課長) | 現行制度下で対応可能 | 一般論として、廃棄物の該当性については、物の性状、排出状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきこととされています。一般廃棄物由来の焼却燃料(RDF)が廃棄物に該当するか否かについては、個別の事実ごとに、それが具体的にどのように流通し、エネルギー源として実際に再生利用されているのか等によって判断すべきものであると考えます。 一般廃棄物由来の焼却燃料(RDF)の廃棄物該当性の判断について、今後、必要に応じて関係者から意見の聴取を行うとともに、産業廃棄物の場合における解釈を踏まえつつ、検討を行ってまいります。 | |
| 270515004 | 26年10月14日 | 27年1月29日 | 27年5月15日 | 土壌汚染対策法の届出対象の見直し | 3,000㎡以上の土地の形質変更(建物の解体を含む)を行う場合であっても、該当土地を敷地外に搬出し、地下水のモニタリングを実施する、ということを経済的負担として、届出を不要とすべきである。 【提案理由】土壌汚染対策法第4条により、3,000㎡以上の土地の形質変更を行う際は、都道府県知事に届け出なければならず、このための調査や届出に多くの手間とコストと時間が必要となる。これが、工場や建物のスクラップ・アンド・ビルドを躊躇させ、企業の設備投資意欲を減退させている。 本年の規制改革ホットラインの回答では「掘削した土壌を敷地外に搬出ししない場合でも、土地の形質の変更時に基準不適合土壌が帯水層に接することによる周辺地域への汚染の拡散のリスクを伴う」とされているが、地区外に流出する地下水のモニタリングを実施し、汚染地下水が流出していることが判明した場合に対処する体制を整えなければ、対応可能である。 これが実現すれば、工場の解体や遊休地の有効活用が図られ、企業の設備投資意欲を下支えすることができる。また、東京オリンピックを控えて多くの工事が予定されている中、工事の迅速化を図ることが可能になる。 | (一)社)日本経済団体連合会 | 環境省 | 土地の形質の変更は、施行時の基準不適合土壌の飛散、基準不適合土壌が帯水層に接することによる地下水汚染の発生、掘削された基準不適合土壌の運搬等による汚染の拡散のリスクを伴うものであるため、法第4条第1項及び第2項より、環境省令で定める規模以上の土地の形質の変更を行う者に対し、その旨を事前に届出させるとともに、都道府県知事は当該土地において土壌汚染のおそれがある場合には、土地の所有者等に対し、土壌汚染状況調査の実施及びその結果の報告を命ずることとしています。 | 土壌汚染対策法第4条第1項、第2項 | 対応不可 | 先の回答のとおり、掘削した土壌を敷地外に搬出ししない場合でも、土地の形質の変更時に基準不適合土壌が帯水層に接することによる周辺地域への汚染の拡散のリスクを伴うことから、人の健康保護のためには汚染の拡散を未然に防止することが必要であり、当該届出を不要とすることは困難です。 なお、掘削後の地下水のモニタリングにより汚染地下水が流出していることが判明した場合に対処する体制の具体的な方法は不明であり、自治体による確認も位置づけられておらず、十分なリスク管理を担保することは困難と考えます。 | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 管理番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | 規制改革会議における再検討項目 |
|-----------|-----------|-------------|---------------|---|---|---------------|---|--|---|--|---|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 措置の分類 | |
| 270515005 | 26年10月14日 | 27年1月29日 | 27年5月15日 | 土壌汚染対策法における自然由来物質の規制値の適正化 | 法令上の根拠なく、自然由来の物質を土壌汚染対策法の対象とみなすこととした「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について(平成22年3月5日 環水大土発第100305002号、改正：平成23年7月8日 環水大土発第110706001号)」を廃止し、自然由来の物質を土壌汚染対策法の対象外とすべきである。 【提案理由】土壌汚染対策法上の有害物質で自然由来のものは、元々は対象外であったが、「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について(平成22年3月5日 環水大土発第100305002号、改正：平成23年7月8日 環水大土発第110706001号)」により、法令上の根拠なく対象とされた。 このため事業者は、自然由来の物質が原因であっても、土壌汚染対策法施行規則で定められた基準値を上回る場合には、対応措置を行わなければならない。 昨年のホットライン回答で環境省は、自然由来物質を規制対象とすることについて「自然の原因であっても指定基準を超過する場合は、人に健康被害を与えるおそれがある」とを理由としている。しかし、同じく自然由来の物質に関して規定している水質汚濁法においては、日帰り温泉の設備は対象とされておらず、著しく公平性に欠ける制度となっている。 さらに、土壌汚染対策法上の基準値は、地下水1リットルあたり、ふっ素は0.8mg、ほう素は1mgとされている。一方、温泉排水に関する暫定基準では、1リットルあたり、ふっ素に関しては、厳罰にやらない温泉は30mg(土壌汚染対策法の基準の37.5倍)、その他の自然に湧出している温泉は50mg(土壌汚染対策法の基準の62.5倍)、ほう素に関しては、500mg(土壌汚染対策法の基準の500倍)とされている。 | (一社)日本経済団体連合会 | 環境省 | 平成22年4月から施行された土壌汚染対策法の一部を改正する法律において、自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壌も法の対象としている。 | 土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について 第1(平成22年3月5日 環水大土発第100305002号、改正：平成23年7月8日 環水大土発第110706001号) | 対応不可 | 平成21年2月の中央環境審議会土壌農薬部会答申「今後の土壌汚染対策の在り方について」の中で、「(前略)自然的要因により有害物質が含まれる土壌については、自然的原因であっても指定基準を超過する場合は、人に健康被害を与えるおそれがあり、搬出し別の場所に運び入れ使用する場合、移動先の環境保全の観点から適切な管理が必要となる。」と整理されています。自然由来の汚染土壌についても、搬出等により人為的な土壌汚染の拡散の可能性がある場合、健康被害の防止の観点からは自然由来の汚染土壌と人為由来の汚染土壌を区別する理由がないことから、基本的に人為由来と同様の対策が必要のため、対象外とすることは困難です。 また、土壌汚染対策法の土壌汚染量基準や地下水基準は汚染された地下水を直接飲用することによる人の健康影響へのリスクの観点から定められています。 一方、暫定排水基準の適用については、工場等の排水濃度実態や適用可能な排水処理技術等についての評価を的確に行うとともに、現時点において現実的に対応が可能な排水濃度のレベルとして業種ごとに定め、将来的な技術開発の動向を踏まえ、必要に応じその見直しを行うこと等として、これらの物質を排出する業種ごとに定めることが適当であり、温泉排水に関する暫定基準もこの考え方に基いて設定されています。従って、温泉排水の暫定排水基準は自然由来であることを理由に設定しているものではありません。 このように、目的が異なる土壌汚染対策法の溶出基準と温泉排水の暫定基準を比較することは不適切であり、同等のレベルとすることはできません。 |
| 270515006 | 26年10月14日 | 27年1月29日 | 27年5月15日 | 土壌汚染対策法上の指定調査機関に係る変更は、事前ではなく、変更決定後、一定期間内に届け出るようにすべきである。 【提案理由】土壌汚染対策法上の指定調査機関は、法人の名称、住所、代表者や役員の名、技術管理者、法人構成員の割合調査を行う区域等を「変更しようとする日の14日前までに届け出なければならない」とされている。 しかし、代表者や役員の変更は株主総会や総会後の取締役会で決議されるものである。取締役の選任等、会社法で総会で決議することが求められている事項に関し、総会の議を議前に対外的に届け出れば、会社法に違反しているともみなされかねない。 登記をはじめとする各種届出において、代表者、役員、住所の変更等は、事後的に、事後に一定期間内に届け出ることが求められている。土壌汚染対策法上の指定調査機関に関しても、同様の扱いとすべきである。 | (一社)日本経済団体連合会 | 環境省 | 土壌汚染対策法35条の規定により、指定調査機関は、土壌汚染状況調査等を行う事業所の名称又は所在地その他環境省令で定める事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、変更しようとする日の十四日前までに、その旨を環境大臣に届け出なければならないこととされている。 | 土壌汚染対策法35条 | 検討を予定 | 指定調査機関の変更届けを規定している土壌汚染対策法35条では、土壌汚染状況調査を行う事業所の名称、事業所の所在地が届け出事項としており、更に土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第18条第1項では、代表者氏名、技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号、事業所ごとの技術管理者の配置状況、事業所ごとの都道府県の区域、法人の場合の役員の名、構成員の氏名及び構成割合を加えて変更届出事項としています。 法第43条第3号により、変更の届出があった場合は、内容の適正性を確認したうえで、できる限り速やかに公示しなければならないことから14日前までの届出としています。従って、できる限り速やかに公示しなければならないことから、検討してまいりたいと考えます。 | |
| 270515007 | 26年10月14日 | 27年1月29日 | 27年5月15日 | 形質変更時要届出区域の解除要件に、不溶化処理により基準値を満たした場合を追加すべきである。 【提案理由】形質変更時要届出区域に関し、都道府県知事は、汚染の除去等の措置により全部または一部についてその指定の事由がなくなったと認めるときは、指定を解除するとされている。 「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法施行について(平成22年3月5日 環水大土発第100305002号)」では、「汚染の除去等の措置により要措置区域の全部又は一部においてその指定の事由がなくなったと認め、場合として、「土壌汚染の除去により要措置区域内の土壌の特定有害物質による汚染状態を汚染状態に関する基準に適合させることにより、当然に、健康被害が生ずるおそれに関する基準にも該当しないこととなる場合」があげられている。 しかし、土壌汚染対策法に基づく調査および措置に関するガイドライン(改訂第2版)では「不溶化処理戻し、原位置不溶化だけでは形質変更時要届出区域は解除されない」「当該不溶化処理された土壌が除去された場合は形質変更時要届出区域が解除される」とされており、不溶化処理により基準に適合していても、さらに土壌の除去を行うことが求められている。 不溶化処理により基準に適合していれば、指定の解除要件を満たしているにもかかわらず、さらに土壌の除去も要件に追加されているため、事業者は過大な負担を負わされている。 | (一社)日本経済団体連合会 | 環境省 | 都道府県知事により、要措置区域等において、汚染の除去等の措置により区域指定の事由がなくなったと認められる場合、区域の指定が解除されることとなっています。 また、不溶化は、基準不適合土壌がその場所にある状態で不溶化により土壌溶出量基準以下の土壌とするものですが、土壌溶出量基準に適合する状態となっただけであって特定有害物質が除去されているわけではないことから、原位置での浄化による除去等には該当しないこととしています。 | 土壌汚染対策法第11条 | 土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について 第1(平成22年3月5日 環水大土発第100305002号、改正：平成23年7月8日 環水大土発第110706001号) | 対応不可 | 原位置不溶化は特定有害物質が水に溶出しないよう性状を変更して土壌溶出量基準に適合する汚染状態にしたものであり、特定有害物質が除去されているわけではなく、また、不溶化後の周辺環境の変化による再溶出の可能性が否定できません。従って、原位置不溶化は法第11条第2項における形質変更時要届出区域の解除要件である「汚染の除去」に追加することは困難と考えます。 |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 管理番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | 規制改革会議における再検討項目 | |
|-----------|---------|-------------|---------------|---------------------------------|--|--------|------|--|---------------|-------|--|------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 措置の分類 | | 措置の概要(対応策) |
| 270515012 | 27年4月2日 | 27年4月23日 | 27年5月15日 | 地熱発電所における自然公園内建築物の高さ規制の緩和 | <p>「国立・国立公園内における地熱開発の取扱いについて(平成24年3月27日 環境省自然環境局長通知)発出を受け、自然公園内での地熱調査が進行している。しかし、本通知に先立つ平成12年の自然公園法施行規則第11条の改訂内容については当該通知の検討対象になっていなかった。当該規則第11条第6項第1号には、「建築物の高さが13m(その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないもの、であることが明記されている。</p> <p>自然公園内に現存する地熱発電所には建築物である本館(タービン建屋)と構築物である冷却塔などの施設が有る。所管省庁は「第11条第6項第1号」を踏まえ、当該規則第11条第6項第1号のみ制限して、構築物については制限しない。建築物である本館(タービン建屋)の高さを13m以下に収めるためには、国内でまだ実例のない新技術である熱流排気方式を採用し、出力15MW未満としなければならないことが検討の結果判明した。(本館の必要高さを決定する要因は、発電設備、作業高さ、クレーン高さ及び屋根高さの4項目であり、発電規模が大きくなるにしたがって前3項目の高さは増すことになる。)</p> <p>自然公園内の建築物の高さ制限は、建設できる発電規模を限定するものであり、資源量に見合った最大効率の発電設備の設置を目指す取り組みに首肯を設けることとなり、事業の経済性に影響を与えるだけでなく、再生可能エネルギーを最大限に活用する国の方針に反するものである。地熱事業は開発に至る長いリードタイムの中で多額の投資を追加して行かなければならない。その過程で資源の規模と無関係に建築物の高さが制限されることは、経済的な開発が制限されることを意味しており、大きな事業リスクとなっている。従って、高さ制限を課さないことを要望する。</p> | 日本地熱協会 | 環境省 | <p>国立・国立公園特別地域内における建築物の新設増築の審査基準の1つに「当該建築物の高さが13mを超えるものではない」と規定されています(例外規定あり)。</p> <p>地熱発電所建屋は「建築物」に該当</p> | 自然公園法施行規則第11条 | 検討に着手 | 平成27年3月に環境省が設置した「国立・国立公園内の地熱開発に係る優良事例形成の円滑化に関する検討会」の中においても、日本地熱協会から同様の提案・要望がなされたところで、7月末を目途に計4回程度の検討会を実施し、議論の結果を踏まえ、当該高さ基準の例外規定の考え方を明確化していくこととします。 | |
| 270515013 | 27年4月2日 | 27年4月23日 | 27年5月15日 | 国立・国立公園内の地熱開発に係る優良事例の考え方 | <p>「国立・国立公園内における地熱開発の取扱いについて」では、「第2種特別地域及び第3種特別地域については、原則として地熱開発を認めない。現下の規制にのみ見直し、特段の取組が行われ、真に優良事例としてふさわしいものであると判断される場合は、掘削や工物の設置の可能性についても、その実施について認めることができるものとする。」としている。そして、「特段の取組」として「(1)地域合意形成の構築(2)地域合意形成(3)影響を最小限にとどめる技術・手法の投入と専門家の活用(4)地域貢献(5)長期モニタリングと地域に対する情報の開示・共有」を掲げている。</p> <p>環境省は「国立・国立公園内の地熱開発に係る優良事例の形成の円滑化に関する検討会」を本年3月20日に立ち上げ、平成24年通知発出以降、各地で国立・国立公園内における新たな地熱発電事業について調査・検討が進められていることから、自然環境と共生した地熱開発のより一層の促進を図るため、引き続き自然環境との調和を図る上で課題等を整理し、優良事例形成の円滑化を行うことを目的として、検討会を開催するとし本年6～7月頃を目途に「通知の解説」のとまめを取りまとめることとしている。</p> <p>当該検討会において以下の事項を考慮した議論を進め取りまとめたい。</p> <p>1. 「規制・制度改革に係る対処方針」(平成22年6月閣議決定)を受け、自然公園法施行規則第11条第11項の風致景観に関する事項「展望する場合の著しい妨げ、眺望の対象に著しい支障」についての風力発電に関する技術的なガイドラインを環境省が策定したところ。逆に、規制が強化され開発し難くなったとの話を聞いている。</p> <p>この事例の様に、予見に基づき(全国一律的な規制を設けるのではなく、個別地点毎に異なる諸条件に柔軟な対応が出来るような環境への配慮の在り方が議論され、「通知の解説」して記述されることにより、結果として優良事例が円滑に形成され、地熱開発の促進に寄与するものとなるよう要望する。</p> <p>2. 自然環境と自然エネルギー開発の調和を図るに当り、予見性が難しい(1)地下資源調査、開発プロセス及びそれに関連する経済性などを考慮し、「見えない」といふ金料玉奈とするのでなく、例えば、エコロジカルランドスケープ手法の様に、自然を「どう見せるか」といふ手法などを妥当な時点取り入れることなどを考慮されたい。</p> | 日本地熱協会 | 環境省 | <p>国立・国立公園の特別地域内において地熱開発を行う際は、開発段階に応じて、工物の設置や土石の採取等の行為の許可を得る必要がある。地中の掘削を行う行為は土石の採取にあたります。</p> <p>国立・国立公園内における地熱開発の取扱いについては、平成24年に規制を緩和し、第2種特別地域及び第3種特別地域の地中部については、公園区域外又は普通地域からの傾斜掘削を認めることとしたほか、自然環境と調和した優良事例と判断された場合には、当該地域の地表面についても個別に開発が認められることとなりました。</p> | 自然公園法施行規則第11条 | その他 | 当該提案は、「国立・国立公園内の地熱開発に係る優良事例形成の円滑化に関する検討会」の運営に関するものであると認識しています。当該検討は、日本地熱協会や地熱開発事業者をはじめ、自然環境やエコロジカルランドスケープの専門家等から委員が構成されており、優良事例形成の円滑化に向けた考え方について、引き続き検討会の中で、日本地熱協会をはじめとする各委員の意見をうかがいながら議論していくこととします。 | |
| 270515014 | 27年4月2日 | 27年4月23日 | 27年5月15日 | 国立・国立公園特別保護地区・第1種特別地域の地熱資源の有効利用 | <p>国立・国立公園の特別保護地区や第1種特別地域は、熱源の中心部に近いため、地熱ポテンシャルが大きく、深部に有望な地熱資源が賦存している場合がある。この領域を、周辺の許可対象区域からの傾斜掘削によって、地表への影響を与えない形で開発することができれば、開発可能な地熱発電量を飛躍的に増大させることができる。</p> <p>環境省自然環境局長通知「国立・国立公園内における地熱開発の取扱いについて(平成24年3月27日)」では、「地域外からの第2種・第3種特別地域への傾斜掘削は地表への影響がないものに限って個別に判断して認める。」としている一方で、「特別保護地区だけでなく第1種特別地域についても区域外からの傾斜掘削も認めない」としているが、特別保護地区・第1種特別地域であっても、第2種・第3種特別地域であっても、地上と地下のつながり及び地下の連通性において地質構造的な区分「相違」があるわけではない。地表への影響がない傾斜掘削において特別保護地区や第1種特別地域の区域外からの傾斜掘削を制限することは科学的合理性が認められない。</p> <p>特別保護地区や第1種特別地域の地下に賦存する地熱資源の有効利用が可能になれば、地熱発電量の増大に直結するため、第2種・第3種特別地域と同様に区域外からの傾斜掘削を認めたいことを要望する。</p> | 日本地熱協会 | 環境省 | <p>国立・国立公園の特別地域内において地熱開発を行う際は、開発段階に応じて、工物の設置や土石の採取等の行為の許可を得る必要がある。地中の掘削を行う行為は土石の採取にあたります。</p> <p>国立・国立公園内における地熱開発の取扱いについては、平成24年に規制を緩和し、第2種特別地域及び第3種特別地域の地中部については、公園区域外又は普通地域からの傾斜掘削を認めることとしたほか、自然環境と調和した優良事例と判断された場合には、当該地域の地表面についても個別に開発が認められることとなりました。特別保護地区及び第1種特別地域については、厳正に風致景観を保護すべき地域として区域外からの傾斜掘削も含め認められないこととしています。</p> | 自然公園法施行規則第11条 | 検討を予定 | 平成27年3月に環境省が設置した「国立・国立公園内の地熱開発に係る優良事例形成の円滑化に関する検討会」の中においても日本地熱協会から同様の提案・要望がなされたところで、7月末を目途に計4回程度の検討会を実施し、当該ご要望についても議論していきたいと考えていますが、既に開催された第2回検討会の場では、ご提案の規制緩和に反対の意見も出されたところであり、今後引き続きご議論したいと考えています。 | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 管理番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果 | | | 規制改革会議における再検討項目 | |
|-----------|----------|-------------|---------------|---|--|---------|------|--|---|------------|---|------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 措置の分類 | | 措置の概要(対応策) |
| 270515015 | 27年4月2日 | 27年4月23日 | 27年5月15日 | 石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)空中物理探査の円滑運用 | 生物多様性基本法では、(1)野生生物の種の保存を図るとともに、多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて保全すること、(2)生物多様性に及ぼす影響が回避または最少となるよう、国土や自然資源を持続可能な方法で利用すること、などが規定されている。また国や地方公共団体に加入、事業者の責務として生物多様性に配慮した事業活動を行うなどにより、生物多様性に及ぼす影響の低減と持続可能な利用に努めることが示されている。 一方、JOGMECでは、わが国には地熱資源の賦存が見込まれながら調査が不十分な地域が多く存在することから、広域の地質構造を把握し、新しい地熱有望地域の取り込みやポテンシャル評価を行うことを目的に平成25年度よりヘリコプターを使用した空中物理探査を実施している。本調査は、新しい地熱有望地域の発掘に極めて重要である。 調査にあたっては、監督官庁の指導により、希少猛禽類保護を念頭に営業等への影響に配慮してヘリコプターの飛行時期を調整(概ね8月～10月頃)していることである。 しかし、当該ヘリコプター調査は、1エリア累計で5分間飛行するものであり、長期間滞在して飛行するものではないことから、希少猛禽類の営業等への影響は極めて限定的であり、最大限調査が実施(概ね5月～11月頃)されるよう監督官庁に要望する。 | 日本地熱協会 | 環境省 | 環境省では、専門家の意見を聞きながら、猛禽類の調査等を実施する際の参考となる専門的、科学的な情報をとりまとめ「猛禽類保護の進め方」というガイドラインをとりまとめている。なお、根拠法令はありません。 | - | 事実誤認 | 「猛禽類保護の進め方」は、事業者の判断の下、事業者ができる範囲で行うための技術的な知見であり、これに従わなかったからといって、何ら不利益な処分を受けることはなく、規制には当たりません。 | |
| 270630040 | 27年5月18日 | 27年6月1日 | 27年6月30日 | 地域における環境変化に柔軟に対応するため、鳥獣保護区の存続期間を「20年以内」から「5年以内」に早めること | 【要望内容】 鳥獣保護区の存続期間を20年以内から5年以内に改訂 【理由】 鳥獣の特別保護地区内では一定の開発行為が禁止されているが、20年近(前の)状況を踏まえて設定されており、過度な保護により、野生動物が増え、一般市民が鳥獣の被害に遭うなど、生活の平穏が脅かされている。また地域内の都市開発が進まないなどの弊害も起きていることから、現在の環境変化に合わせて見直しを行う必要がある。 | 日本商工会議所 | 環境省 | 鳥獣保護区の存続期間は、20年を超えることができませんが、20年以内の期間を定めてこれを更新することができることとされています。 なお、特別保護地区の存続期間は、当該特別保護地区が属する鳥獣保護区の存続期間の範囲内において定める期間とされています。 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第7項 | 現行制度下で対応可能 | 鳥獣保護区の存続期間は、20年以内で地域の実情に応じた期間を設定することができます。現在も、鳥獣の生息状況等に応じて期間を設定しており、存続期間を5年以内にすることも可能です。 なお、鳥獣による農林水産業や生活環境などの被害の防止等を目的とする場合には、都道府県知事や環境大臣の捕獲許可に基づいて、鳥獣保護区においても鳥獣を捕獲することが可能です。 | |
| 270731001 | 26年11月4日 | 27年1月14日 | 27年7月31日 | 産廃(一般)廃棄物処理施設の軽微変更の取扱いについて | 当センターでは、平成元年から産廃(一般)廃棄物最終処分場を運営しています。最終処分場に降った雨水は浸出水(汚水)として場内の水処理施設で浄化し近傍の河川に放流しています。この度、この浸出水を下水放流に切り替えることを検討しています。その際、この行為が産廃(一般)廃棄物処理施設の変更に該当する場合、許認可の手続きに相当の期間を要することになり、収支計画に多大な影響を及ぼすこととなります。 しかし、廃棄物処理法施行規則第12条の8で、次の各号に該当しない場合のみ軽微な変更とし、同条第4号で排水の排出の方法の変更に該当する場合は、軽微な変更と該当しないこととなります。 最終処分場からの浸出水を河川放流から下水放流に変える場合は、周辺環境に影響がなくなる行為であることから、軽微な変更届出に該当するよう条文の改正又は解釈をし、廃棄物処理業者に過度のコストを負担させないよう規制緩和を要望します。 | 埼玉環境 | 環境省 | 産廃(一般)廃棄物処理施設の設置者は、当該施設の構造等の設置に関する計画を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければなりません。この構造等の設置に関する計画には、処理に伴い生ずる排水の処理方法が含まれており、排出先を変更する場合には、許可を受ける必要があります。 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 法第9条第1項、 法第15条の2の6 | 対応不可 | 御指摘の通り、浸出水の放流先を下水道に変更する場合、通常の状況においては周辺環境への影響はなくなりますが、変更後の施設が技術上の基準に適合していることを予め確認する必要があります。具体的には、十分な容量の耐水構造の貯水槽を経由して下水道に接続していない場合、大雨等に際して浸出水が下水道から溢れ出し、周辺の生活環境に支障が生じる恐れがあります。こうした観点から廃棄物の処理及び清掃に関する法律においては、浸出水の放流先を下水道に変更する場合について、大雨等に際して浸出水が下水道から溢れ出し、周辺の生活環境に支障が生じることがないよう、十分な容量の耐水構造の貯水槽をあらかじめ設置することが求められています(一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第1項第5号)。仮に、御指摘の「排水の処理方法を下水道放流に変更する場合」について、「軽微な変更」として許可不要とした場合、十分な容量の耐水構造の貯水槽が設置されているかどうかを調査することができないことから、「軽微な変更」として扱うことは困難と考えられており、なお、廃棄物処理法に基づく許可手続は、案件に応じて迅速に進めるべきものであり、その旨引き続き周知してまいります。 | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 管理番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果 | | | 規制改革会議における再検討項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|--------------------|----------------|---------------|--------------------------------------|--|--------------|--------------|------------|---------------------------------|--|-----------------|---------------------|-----------------|------|--|--------------------|--|---------------------------------|----------------|------|--|-----------------|--|----------|----------------|----------------|-----|-----|-------|-------|-----|-------|-------|-----|-------|---------------|-----|---------------------|-----|---|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 措置の分類 | | 措置の概要(対応策) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 270930002 | 26年10月14日 | 27年9月29日 | 27年9月30日 | 離島に立地するガスタービン、ディーゼル機関に係るばい煙の簡易測定法の改善 | <p>通知が定める簡易測定法に、JISで規定されている測定方式を追加すべきである。少なくとも、「ガルバニ電池方式」、「定電位電解方式」は現行の簡易測定法より測定精度が高く使用実績もあり、また取扱いが容易な分析計であることから、1次スクリーニング用の測定方式である簡易測定法への追加を認めるべきである。</p> <p><ガルバニ電池方式> (JIS B 7983) 溶存酸素濃度に比例して電流を発生させるガルバニ電池を採用し、電流量から酸素濃度を求める。測定項目は酸素(O₂)。</p> <p><定電位電解方式> (JIS B7982 付属書1規程) ガス透過性膜を通して拡散吸収された二酸化硫黄や一酸化窒素などが、定電位電解によって酸化されたときに得られる電解電流を測定して濃度を求める。測定項目は窒素酸化物(N₂O、NO₂)、二酸化硫黄など。</p> <p>【提案理由】 離島に設置されているガスタービンおよびディーゼル機関に係るばい煙量の測定は、船舶による交通の便が著しく不便なこと等を考慮して、大気汚染防止法施行規則別表1、2および3の2備考に掲げる日本工業規格に定める測定法による測定に代えて「簡易測定法」により、ばい煙量の排出基準を把握することも可能であると環境庁通達(環大規第241号昭和62年11月6日付)及び資源エネルギー庁通達(平成2年1月5日付)によって認められている。</p> <p>このため、内閣府発電所ガスタービン及びディーゼル機関のばい煙量の測定については、1次スクリーニングとして簡易測定法による測定を行い、排出基準の超過のおそれがある場合は、都度JISによる測定を行い、真値を確認している。</p> <p>環大規第241号に認められたばい煙簡易測定法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○検知管法(硫黄酸化物、窒素酸化物、酸素) ○イオンクロマトグラフ法(硫黄酸化物、窒素酸化物) ○スモーク・テスター法(ばいじん) <p>現行の簡易測定法は、下表のとおり測定誤差が大きし、実際の運用においては、測定値が排出基準を超過しているおそれがあるために、JIS法による測定を実施する頻度が多い。また、JIS法による測定結果では、ほとんどの場合排出基準内にある。このような中で現行の簡易測定法のみでは、今後上記のような対応が多くなる。船舶による交通の便が著しく不便なことを考慮して、離島向けに簡易測定法によるばい煙量の排出状況を把握することを認めた理由からも、測定精度が高い測定方法を用いて1次スクリーニングすることが必要不可欠である。通知が定められた1987年当時は、ガルバニ方式、定電位方式を使用する携帯型の小型測定機器が、まだ普及していなかったが、その後の技術革新等を踏まえて、新たな測定方式を追加すべきである。2009年1月の「全国規模の規制改革要望に対する各庁からの再回答について」において、環境省は「頂いたご意見を踏まえ、早急に検討を開始する予定」と回答しているものの、現在に至るまで検討・改善が行われていない。</p> <p><参考></p> <p>ガルバニ電池方式+定電位電解方式を採用した分析計と検知管法の精度比較(実測値例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>分析計</th> <th>検知管法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>O₂(測定範囲 0~25vol.%)</td> <td>±0.2vol.%</td> <td>±12%</td> </tr> <tr> <td>NO(測定範囲 0~3,000ppm)</td> <td>±5ppm(0~100ppm)</td> <td>±32%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>±10%(101~2,000ppm)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>NO₂(測定範囲 0~500ppm)</td> <td>±10%(0~200ppm)</td> <td>±32%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>±5%(201~500ppm)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・窒素酸化物規制値に対する検知管法の測定誤差の想定(計測機器メーカー資料)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規制値(ppm)</th> <th>誤差による最小値(-32%)</th> <th>誤差による最大値(+32%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>950</td> <td>540</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>1,200</td> <td>680</td> <td>1,900</td> </tr> <tr> <td>1,400</td> <td>790</td> <td>2,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>実測値では、誤差想定値を超える場合がある</p> | | 分析計 | 検知管法 | O ₂ (測定範囲 0~25vol.%) | ±0.2vol.% | ±12% | NO(測定範囲 0~3,000ppm) | ±5ppm(0~100ppm) | ±32% | | ±10%(101~2,000ppm) | | NO ₂ (測定範囲 0~500ppm) | ±10%(0~200ppm) | ±32% | | ±5%(201~500ppm) | | 規制値(ppm) | 誤差による最小値(-32%) | 誤差による最大値(+32%) | 950 | 540 | 1,500 | 1,200 | 680 | 1,900 | 1,400 | 790 | 2,200 | (一社)日本経済団体連合会 | 環境省 | 環大規第241号昭和62年11月6日付 | その他 | <p>簡易測定法は、ガスタービン・ディーゼル機関を規制対象施設に追加する際、当該施設が多くの離島に設置されていることから、船舶による交通の便が著しく不便なことを考慮して、当分の間、排出状況の把握に使用することを認めたものであります。</p> <p>今後、離島を有する自治体に対し実態調査を行ったところ、現状においても簡易測定法による測定を採用しているのは5事業者の37事業所のみであり、離島に立地するばい煙発生施設設置事業所(622事業所)の6%程度であり、ガスタービン・ディーゼル機関であっても公定法による測定が実施される状況にあります。また、現在、簡易測定法による測定が行われているほとんどの離島において、ガスタービン・ディーゼル機関以外のばい煙発生施設が立地しており、公定法による測定が行われている状況にあります。</p> <p>以上を踏まえ、現状において、公定法による測定が実施可能な環境となっており、公定法の適用事例の拡大が望まれることか、簡易測定法の適用範囲を更に拡大することも考えております。</p> |
| | 分析計 | 検知管法 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| O ₂ (測定範囲 0~25vol.%) | ±0.2vol.% | ±12% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| NO(測定範囲 0~3,000ppm) | ±5ppm(0~100ppm) | ±32% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ±10%(101~2,000ppm) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| NO ₂ (測定範囲 0~500ppm) | ±10%(0~200ppm) | ±32% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ±5%(201~500ppm) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 規制値(ppm) | 誤差による最小値(-32%) | 誤差による最大値(+32%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 950 | 540 | 1,500 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1,200 | 680 | 1,900 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1,400 | 790 | 2,200 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 271030009 | 27年4月17日 | 27年5月15日 | 27年10月30日 | 風力発電における環境アセスメントの規模要件の見直し | <p>【要望の具体的内容】</p> <p>エネルギー基本計画並びに新たに策定される温室効果ガス排出削減目標の達成を実現すべく、風力発電の導入を着実に進めるため、環境影響評価法における第一種事業となる規模要件を見直し、50,000kW以上(第二種事業は37,500kW以上)に設定頂きたい。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>環境影響評価法施行令第1条の別表第1の5「ル」・「ラ」では、環境影響評価の対象となる風力発電所について、第一種事業で10,000kW以上、第二種事業で7,500kW以上10,000kW未満と定められているが、再生可能エネルギー発電設備の固定価格買取制度施行後、及び環境影響評価法の改正施行後に環境影響評価手続を行った案件(進行中を含む)の1件当りの事業規模は増大している状況であり(当方調べ)によれば、10,000kW未満の案件もまた1件当りの事業規模の平均は50,000kWに迫っている)。また、今後は洋上風力発電事業の案件増加が見込まれるところである。そこで、環境影響評価法の対象となる風力発電所については、風力発電の導入拡大が着実に進んでいる風車、アメリカ、ドッグ、スベイン、イギリスなど諸外国と同等のレベルである50,000kW以上第一種事業の規模要件を見直し頂きたい。</p> <p>これにより、各都道府県・政令市に、自然環境・生活環境や風力発電による地域振興などの各地の実情に即して環境影響評価条例などにより判断頂くとともに、条例の対象とならない小規模案件においても環境問題が発生しないよう、当協会が策定したJNPA環境アセスガイドを、風力発電事業者等に周知徹底を図る(関係市町村との協力を得て環境アセスを行う)ことで、適切な環境影響評価が行われ、手続の迅速化や行政手続の効率化を図ることが可能である。また、少なくとも年間100MWを超えるような風力発電産業の市場形成が図られるなど、風力発電の導入拡大に資するものである。</p> | (一社)日本風力発電協会 | 経済産業省 環境省 | 環境影響評価法施行令 | 検討を予定 | <p>環境影響評価法施行令において、出力1万キロワット以上である風力発電所の設置の工事の事業及び出力1万キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業を第一種事業として、出力7千500キロワット以上1万キロワット未満である風力発電所の設置の工事の事業及び出力千500キロワット以上1万キロワット未満である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業を第二種事業として規定し、環境影響評価法及び電気事業法に基づき環境影響評価手続の対象としています。</p> <p>環境影響評価法における風力発電所の対象規模は、騒音・低周波音や動植物への環境影響が生じている実態を踏まえ規定したものであり、現在においても、環境影響評価法に基づく(大臣意見等でこれらの環境影響への配慮を求めている)こと、一方、御指摘のような論点があることも踏まえ、環境アセスメントのあり方について、環境や地元へ配慮しつつ風力発電の立地が円滑に進められるよう、環境省・経済産業省両省で必要な対策を検討していきます。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 管理番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果 | | | 規制改革会議における再検討項目 |
|-----------|----------|-------------|---------------|-------------------------|--|--------------|--------------|--|--|---|--|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 措置の分類 | |
| 271030010 | 27年4月17日 | 27年5月15日 | 27年10月30日 | 風力発電における環境アセスメント手続きの迅速化 | 【要望の具体的内容】 エネルギー基本計画並びに新たに策定される温室効果ガス排出削減目標の達成を実現すべく、各地域の実情に即した風力発電の円滑且つ着実な導入が図られるよう環境アセスメント手続きの迅速化を図るため、事業特性及び立地環境特性を踏まえた参考項目の絞り込みを行って頂きたい。 【規制の現状と要望理由等】 風力発電事業とその他の発電事業とでは事業特性が明らかに異なる(例えば、変更面積を鑑みても土地改変が及ぼす環境影響は相当に低い)ことから、発電所アセス省令の別表第5で規定している参考項目の選定の考え方をその他の発電事業に準じる考え方が改められない限り、メリハリのついた環境アセスメントを行うことは出来ず、手続きの迅速化も困難なところである。 しかし、事業特性及び立地環境特性に応じた参考項目のうち、風力発電に特化した項目の絞り込みを行い、効果的且つ効率的な環境アセスメントを実施すべく、別表第5の内容を見直すとともに、発電所に係る環境影響評価の手引へ前記した上で出来るだけ早期に発行頂きたい。これらの方を策定することは、風力発電の導入拡大に資するものであり、環境アセスメント手続きの迅速化を図る上でも合理的なものである。 | (一社)日本風力発電協会 | 経済産業省 環境省 | 発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る項目や参考手法を参考に、事業者において環境影響評価を実施する項目や手法を選択し、環境影響評価を実施することとされています。 | 発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令 | 現行制度下で対応可能 | 省令で示している環境影響評価項目は、事業者が参考とする項目であり、実際の事業の環境影響評価においては、現行制度でも、関係者の意見を踏まえ、方法書の作成において、事業の実態に即した項目を事業者が選定するものとなっています。 一方、御指摘のような論点があることも踏まえ、環境アセスメントのあり方について、環境や地元へ配慮しつつ風力発電の立地が円滑に進められるよう、環境省・経済産業省両省で必要対応策を検討していきます。 |
| 271030011 | 27年4月20日 | 27年5月15日 | 27年10月30日 | 過去調査結果の準備書への適用 | 【要望の具体的内容】 環境アセスメントの現地調査に先んじて、事業者等が独自に実施した調査データを環境アセスメントデータとして活用し、準備書に適用可能であることを明確化して頂きたい。 【規制の現状と要望理由等】 地熱開発では、事前調査段階で、地域住民等との合意形成を目的に、環境アセスメントに先んじて希少動植物の調査を実施する場合がある。当該調査内容は、その目的から方法書において示される調査内容と同様であると目されることから、当該調査結果を環境アセスメントデータとして活用し、準備書に適用可能であることを明確化しておくことが、地域住民の理解促進に資するものと考えられる。 また、第三者機関の調査結果が計画地点のデータとすることが適切であると判断される場合には、事業者自らが行ったものでなくとも、当該調査結果を環境アセスメントデータとして活用できることとすることが、アセスの迅速化・効率化の観点から望ましいと考える。 | 日本地熱協会 | 経済産業省 環境省 | 特段ガイドライン等はありません。 | 現行制度下で対応可能 | 活用されたデータの妥当性は地域やデータの質等に応じ、個別事業毎に異なるものであり、個別に判断されるものですが、過去の調査結果等を準備書に適用すること自体は、現行制度でも可能です。 | |
| 271030012 | 27年4月20日 | 27年5月15日 | 27年10月30日 | 地熱リブレースの簡素化・迅速化 | 【要望の具体的内容】 地熱発電所のリブレースにおいても、火力発電所リブレースに係る環境アセスメントと同様に、調査省略(既存データ活用等々)によるアセス簡素化・迅速化の検討をお願いしたい。 【規制の現状と要望理由等】 地熱発電所の環境アセスメント手続においては、環境影響評価法に基づき、新規設置とリブレースとはほぼ同様の手続が必要とされている。しかしながら、リブレースに際しては、土地改変等による環境影響が限定的で、かつより高性能な発電設備を設置することによる効率向上が見込まれることから、そのような案件については早く運用に供されることが望ましい。 従って、環境に影響を与える主要諸元が現状より悪化しないことを設備側で示すことができる場合には、火力発電所リブレースに係る環境アセスメントと同様に、既存データの配慮書手続等における活用や重要種の動植物及び生態系に係る調査の合理化等により、事業者による合理的な環境影響評価の実施を可能とし、以て環境影響評価手続の合理的な運用に資することをご検討頂きたい。 | 日本地熱協会 | 経済産業省 環境省 | 環境省では、平成22年度に専門家による検討会を設置して検討を行い、一定の条件を満たすリブレースを対象として、調査・予測に要する期間の大幅な短縮を可能とするための手法を取りまとめ、平成24年3月に「火力発電所リブレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」を策定しました。 その後、東日本大震災以降の厳しい電力需給の逼迫等を契機として、発電所の環境影響評価手続の簡素化・迅速化が以前にも増して重要となったことから、環境省と経済産業省は平成24年9月に「発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議」を設置して具体的な方策を検討しました。 その検討結果を受け、環境省は平成24年度に専門家による検討会を再び設置し、合理化のための条件の明確化や環境影響評価法の改正に伴って新たに導入された「配慮書手続」における合理化のあり方等について検討を行い、平成25年3月にガイドラインを改訂しています。 地熱発電所のリブレースに関するガイドライン等はありません。 | 検討を予定 | リブレースにおける環境アセスメントの調査・予測手法簡略化には、類似の事例により参考項目に関する環境影響の程度が明らかであることが肝要ですが、地熱発電所のリブレースについては、現時点で事例が蓄積されていないため、今後知見の蓄積の状況を踏まえて、簡略化の可能性を検討します。 | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 管理番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的な内容等 | 提案主体 | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革会議における再検討項目 |
|-----------|-----------|-------------|---------------|------------------------------|--|---------------|---------------------|---|--|---|--|-----------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 措置の分類 | 措置の概要(対応策) | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 271030027 | 27年9月7日 | 27年9月16日 | 27年10月30日 | 利子補給金制度における支給対象先拡大 | ・利子補給金制度(総合特区支援利子補給金、エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金、グリーンファイナンス促進利子補給金等)において、金融機関が特定分野に係る企業貸付を行う際、利子補給を受けることができるが、現在、生命保険会社は支給対象となっていない。 ・生命保険会社は、生命保険契約により受け入れた保険料を長期に亘る企業貸付等により運用しており、その資金は全国各地において企業の設備投資等に広く活用されている。 ・したがって、利子補給金制度において、補給金の支給対象に生命保険会社を加えることは、企業の資金調達手段の多様化や資金調達先の分散化に繋がり、ひいては地域経済や日本経済全体の発展に繋がるものと考えられる。 ・については、利子補給金制度における支給対象に生命保険会社を加えて頂きたい。 | (一社)生命保険協会 | 内閣府 経済産業省 環境省 | 【内閣府】 総合特別区域法 第26条 総合特別区域法 第66条 【経済産業省】 エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金交付要綱 第2条第2項において、利子補給金の交付対象となる貸付を行う「金融機関」とは、(1)銀行 (2)信用金庫 (3)労働金庫 (4)信用協同組合 (5)農業協同組合 (6)漁業協同組合 (7)農林中央金庫 (8)株式会社商工組合中央金庫 (9)株式会社日本政策投資銀行と規定されており、生命保険会社は規定されていません。 【環境省】 グリーンファイナンス促進利子補給金は、平成25年度において終了しました。平成27年度において実施されている利子補給事業は以下の二つです。支給対象となっている金融機関は、銀行、信用金庫及び信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行です。 <環境配慮型融資促進利子補給事業> 金融機関が行う環境配慮型融資のうち、地球温暖化対策のための設備投資への融資について、融資を受けた年から3年以内にCO2排出量を3% (又は5年以内に5%)以上削減することを条件として、年利1%を限度として利子補給を行います。 <環境リスク調査融資促進利子補給事業> 金融機関が行う環境リスク調査融資のうち、一定の基準に合致する低炭素化プロジェクトへの融資について、CO2排出量の削減・削減状況の金融機関によるモニタリングを条件として、年利1.5%を限度として利子補給を行います。 | 【内閣府】 総合特別区域法 第26条 総合特別区域法 第66条 【経済産業省】 エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金交付要綱 第2条第2項 【環境省】 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(第4条、第5条)、 特別会計に関する法律(第85条第3項第1号)、 特別会計に関する法律施行令(第50条第7項第10号) | 【内閣府】 検討を予定 【経済産業省】 その他 【環境省】 検討を予定 【環境省】 検討を予定 | 【内閣府】 生命保険会社は、生命保険契約により受け入れた保険料を長期に亘る企業貸付等により運用しており、その資金は全国各地において企業の設備投資等に広く活用されている。このことであり、総合特別区域に資する事業を行う事業者にとって資金調達手段の多様化につながるものと考えられる一方、生命保険会社における融資はあくまで保険業務の健全かつ適切な運営のための運用の手段であると考えられること等を勘案しながら、利子補給金を受けることのできる金融機関に追加するか否かを、関係省庁と協議の上、検討いたします。 なお、本利子補給金は、今年度より対象とする融資月の追加や受給回数等を勘案してメリハリをつけた配分とする等、運用の見直しをスタートしたところであり、その効果検証を来年度初頭にいった上で、本検討を実施する予定です。 【経済産業省】 エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金については、事業の実施に当たって地域金融機関等との連携を強化し、省エネに積極的に取り組む地域の中小・中堅企業等の省エネ投資を後押しすることとしています。 それを踏まえ、既に依頼させていただいています(一社)生命保険協会としての省エネルギー設備投資に係る融資実績、地方での融資状況、中小・中堅企業への融資状況及び融資勧誘方法をご教示いただいた上で対応について検討をしたいと考えています。 【環境省】 来年度において、環境格付融資や環境リスク調査融資のさらなる普及、定着に向けて、本事業の対象に生命保険会社を新たに加えることの要否等を検討していく予定です。 | |
| 271120001 | 26年10月14日 | 27年1月29日 | 27年11月20日 | 火力発電所のリプレースする場合の環境影響評価手続の簡素化 | 環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースについて、環境影響評価手続のうち、配慮書手続を簡素化するべきである。 【提案理由】環境影響評価法は、環境負荷を低減(温室効果ガスや窒素酸化物・硫黄酸化物の排出量を削減等)させるような火力発電へのリプレースについても、一律同様の環境影響評価手続を行うことを求めている。そのため、環境負荷を低減させるような火力発電へのリプレースを迅速に進めることができない。 環境影響評価手続の一つである配慮書手続は、事業計画の検討の早期の段階において、より柔軟な計画変更を可能とし、環境影響の一層の回避・低減を図るものであるが、環境負荷を低減させるような火力発電のリプレースの場合、他の立地の検討が現実的ではないリプレースであることから、通常の配慮書手続を行う意義は乏しい。 したがって、配慮書手続については配慮書を関係者に送付することで足りることとし、努力義務である意見聴取は不要とするよう、改善すべきである。意見の聴取については、リプレース前の段階から事業について住民とコミュニケーションをとっており、また、方法書手続以降においても、意見聴取が可能である。 これにより、環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースを迅速に行うことが可能になれば、その分、温室効果ガスや窒素酸化物・硫黄酸化物の排出量等の削減を早期に開始できるとともに、電力供給力を迅速に強化することが可能となる。 なお、発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議(中間報告)(2012年11月27日)では、「平成25年4月より施行・導入される配慮書手続についても、他の手続同様、可能な範囲で手続の迅速化を図るとされているが、その具体的な方策までは示されていない。また、2013年の政府回答は、「配慮書に関する迅速化の具体的な方策を統一的に示すには、情報収集やある程度の事例の積み重ね及びそれらの検証が必要」としているが、事業者としては、事業を早期に進め環境負荷の低い発電設備を一日も早く運転開始し、環境改善に貢献したいと考えており、事例の積み重ねを待っているのは、既存の発電所を稼働し続ける必要があるため、環境改善が遅れてしまう。 | (一社)日本経済団体連合会 | 経済産業省 環境省 | 環境影響評価法 | 現行制度下で対応可能 | 環境影響評価法第三条の七及び主務省令においては、配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関及び一般の環境の保全の観点からの意見を求めるよう努めるよう規定しており、努力規定としています。そのため、現行においても事業者が正当な理由を明らかにすれば求めないことも可能とされています。 | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 管理番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果 | | | 規制改革会議における再検討項目 |
|-----------|-----------|-------------|---------------|--|--|--------------|--|---|-------|--|-----------------|
| | | | | | | | | 該当法令等 | 措置の分類 | 措置の概要(対応策) | |
| | | | | | | | | | | | |
| 271130011 | 27年10月27日 | 27年11月9日 | 27年11月30日 | フロン排出抑制法における第一種特定製品の点検頻度の見直し | 【具体的内容】 第一種特定製品の点検頻度について、年1回の定期点検が必要な機器は、簡易点検(3ヶ月に1回)を省略できるものとする。 【提案理由】 フロン排出抑制法では、第一種特定製品(業務用のエアコンディショナーおよび業務用の冷蔵庫及び冷凍機器)であって、冷媒としてフロン類が使用されているものの管理者に対して、3ヶ月に1回以上の簡易点検に加え、圧縮機定格出力が7.5kW以上の機器の場合には、十分な知見を有する者による1年に1回以上(圧縮機定格出力が7.5-50kW未満の空調機器については、3年に1回以上)の定期点検を義務付けている。 第一種特定製品について、フロンが漏えいする主な原因は、長期にわたる冷媒装置の劣化であり、短期で冷媒配管が腐食あるいは損傷する事象は僅少であると考えられ、3か月に1回以上の簡易点検は過剰なものであると見られる。 したがって、第一種特定製品について、定期点検が上乗せされる場合には、簡易点検を省略できるものとする。 | (公社)リース事業業協会 | 経済産業省 環境省 | 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項(平成26年経済産業省・環境省告示第13号) 第二 | 対応不可 | 簡易点検は、冷媒として充填されているフロン類の漏えいの兆候を早期に把握することを目的として、管理者が周囲の状況又は技術的能力を踏まえ、可能な範囲で3か月に1回以上行っていたものである。他方、定期点検は、簡易点検では点検できない理由を含め、機器に関する十分な知見を有する者が専門的なフロン類の漏えいの検査であり、機器により1年又は3年に1回以上の頻度で行っていたものである。仮に、簡易点検を省略した場合、漏えいの兆候を早期に把握することが出来ず、長期にわたる漏えい放置されることがある。それらから、第一種特定製品を適正に管理する上で、いずれの点検も必要なのであると考えています。 | |
| 271130015 | 27年10月30日 | 27年11月18日 | 27年11月30日 | カルタヘナ法研究開発二種省令及び基本事項(5省告示第1号)に係るP1施設登録制度の運用 | (具体的内容)カルタヘナ法研究開発二種省令第四条の定める拡散防止措置対応施設のうち、希望する施設を対象にP1施設登録制度を運用する。登録に際しては、施設概要(所在、設備、管理体制、緊急時対応と連絡先)と事故等を想定した対応策(1)を届出。施設登録により法第三条に第2項(告示第二の2)の2)に規定する事項を届出。また、事故が発生した場合に、届出事例に該当することを実施機関の安全委員会が判断した場合には、予め定められた対応に基づき対応する。1.当該施設等において破壊損傷その他の事故が発生し、当該遺伝子組換え生物等について法第十二条の主務省令で定められた拡散防止措置を執ることができなくなり(事故等)の想定と対応を記載する。 【提案理由】日本国内においてカルタヘナ法の国内措置に関わる法令を遵守しつつ創業に関する研究開発をおこなう場合、研究機関の負担は大きい。また、海外との研究連携時に、政府発行の認証番号や事故の対応・措置の提示が求められることがある。EU諸国と同様にP1施設に登録制度を導入することで、P1登録施設は、国際的には認証機関の番号を提示でき、また事前登録によって、実施機関において申請件数の多いP1実験における各実験申請ベースでの個別確認項目を軽減し、申請・審査過程のかなりの部分の効率化、省力化を達成できる。一方、事故等については、平成16年のカルタヘナ法施行以来、事件とその対応の記録が立てられてきており、様々な事象が共有されてきた実績がある。これを基に、対応策を予め機関独自に定め(届出)ておく事は、拡散を最小限に抑える意味で重要である。 2.生物多様性条約に批准していない米圏を除くEU加盟国では、施設登録制度による運用がなされており、研究連携時、各国監督機関発行の認証番号の提示による確認が行われる。また登録に際し、各拡散防止措置レベルに応じ事故時の対応・措置を記載する(リスクの高いものについては確認)ことが求められる。 | 日本イオ才産業人会議 | 文部科学省 環境省 | 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 | 対応不可 | 議定書の的確かつ円滑な実施を確保するための国内法であるカルタヘナ法において、遺伝子組換え生物等を第二種使用等する者は拡散防止措置を執らなければならないとされています。当該拡散防止措置は、遺伝子組換え実験を実施する施設等の要件と遺伝子組換え実験を実施するに当たっての遵守事項からなっており、特に、P1レベルの拡散防止措置については、施設等の要件は「実験室が、通常の生物の実験室としての構造及び設備を有すること」と定められているのみであり、その他に様々な遵守事項が定められています。このため、P1レベルの遺伝子組換え実験に当たっては、各研究機関等において、遺伝子組換え実験を実施するに当たって遵守する事項を含め、適切な管理を行い、カルタヘナ法の目的である生物の多様性の確保を図る必要があります。 なお、遺伝子組換え生物等の第二種使用等に関する事故等が発生した場合、カルタヘナ法第15条第1項に基づき、応急措置を執るとともに、主務大臣に届出をいただく必要がります。この際、事前に各研究機関等において、過去の経験も踏まえ事故等を想定した対応策を策定されていることは、事故に際して適切な応急措置を速やかに執る観点からも適切な対応と考えます。 | |
| 271215001 | 27年4月20日 | 27年5月15日 | 27年12月15日 | 【要望の具体的内容】 地熱発電事業の場合、計画案は単一家とならざるを得ないケースが大半と想定される。単一家の計画の場合には、配慮書と方法書の記載内容がほぼ同一であることから、例えば住民意見の聴取を省略することを可能とする等、配慮書手続の簡略化の検討をお願いしたい。 【規制の現状と要望理由等】 環境影響評価法第三条の七および発電用アセス省令第十二条において、配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるものとされている。地熱発電計画の場合、他の発電事業とは異なり、地理的な制約や地下資源賦存の制約が原因で、単一発電所の位置が限定され、また当該採井の位置および地盤の強度により発電設備等の位置が限定されるため、生産井・還元井を含めた発電所の位置、レイアウト等は単一家とならざるを得ないケースが大半と想定され、このため、配慮書と方法書の記載内容がほぼ同一となる。一方で、住民意見の聴取については、方法書段階でも実施されること、また方法書段階で聴取された意見が当該時点で計画に反映されることから、配慮書段階ではこれを省略することが可能であると考え、なお実態として、事前調査等を実施する段階で地元との合意が必要であり、自治会・温泉組合等との意見交換会を通じて住民の合意を得なければ環境アセスメントにも着手できない点も申し添える。 | 日本地熱協会 | 経済産業省 環境省 | 環境影響評価法第2章第1節において、配慮書の手続に関して規定しています。第3条の7第1項では、主務省令で定めるところにより、一般からの意見を求めるように努める旨規定されており、主務省令(発電用アセス省令)が発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(第12条)では、一般からの意見を原則として求めるべきこと又は求めない場合にはその理由を明らかにすることを規定しています。 | 環境影響評価法第2章第1節において、配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるよう努めるよう規定しており、努力規定としています。そのため、現行においても事業者が正当な理由を明らかにすれば求めないことも可能とされています。なお、地熱発電の立地に当たり地元との合意を含めた手続の合理化に資するため、平成28年より地熱発電に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築事業(環境省)において、地域主導による適地抽出手法についてのガイドを作成するよう、予算要求を行っています。 | | | |
| 271215002 | 27年4月20日 | 27年5月15日 | 27年12月15日 | 【要望の具体的内容】 エネルギー基本計画並びに新たに策定される温室効果ガス排出削減目標の達成を実現すべく、地熱発電の導入を着実に進めるため、環境影響評価法における規模要件の緩和をご検討頂きたい。 【規制の現状と要望理由等】 環境影響評価法施行令第1条の別表第1の5「ト」(注)では、環境影響評価の対象となる地熱発電所について、一律に、「第一種事業で10,000kW以上、第二種事業で5,000kW以上10,000kW未満」と定めているが、再生可能エネルギー発電設備の固定価格買取制度施行後において、地熱資源量(世界第3位、2,347万kW)に比して設備容量(世界第8位、52万kW)は未だ十分ではなく、低廉で安定したベースロード電源である地熱発電を最大限導入していく必要がある。 地熱発電計画の推進を阻害する原因の一つに、リーダチームの身があげられる。大規模地熱発電の開発には、初期の調査から発電所建設まで10年を超える期間を要するため、この期間を短縮することが地熱発電の導入拡大につながる。期間短縮の一助として環境影響評価法における規模要件の緩和をご検討頂きたい。 また、各自治体において、自然環境・生活環境や地熱発電による地域振興などの各地域の実情に即して環境影響評価条件などにより判断項目として、適切な環境影響評価が実施出来ることにより、環境影響評価手続の迅速化や行政手続の効率化を図ることが可能である。 | 日本地熱協会 | 経済産業省 環境省 | 環境影響評価法施行令において、出力1万キロワット以上である地熱発電所の設置の工事の事業及び出力1万キロワット未満である発電設備の新設を伴う地熱発電所の変更の工事の事業を第一種事業として、出力7千500キロワット以上1万キロワット未満である地熱発電所の設置の工事の事業及び出力7千500キロワット以上1万キロワット未満である発電設備の新設を伴う地熱発電所の変更の工事の事業を第二種事業として規定し、環境影響評価法及び電気事業法に基づき(環境影響評価手続の対象)としています。 | 環境影響評価法施行令 | 検討を予定 | 環境影響評価法における地熱発電所の対象規模は、環境影響が大きくなる生産井の規模や植生への影響等を勘案したものであり、環境影響評価は、環境や地元に対応しつつ地熱発電の立地を円滑に進めていただくための重要な手段です。現時点において規模要件の緩和に関する検討が必要とは考えていませんが、今後の評価案件の状況等によっては、必要に応じて検討を行います。 なお、地熱発電所の設置に当たってのリードタイムの短縮については、平成26年度より「環境アセスメント調査早期実施実証事業」(経済産業省)において、手続期間の半減を目指すことも、平成28年度より「風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法」の構築事業(環境省)において、所要期間を短縮するガイドを作成するよう、予算要求を行っています。 | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 管理番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | 規制改革会議における再検討項目 |
|-----------|-----------|-------------|---------------|------------------------|--|------------|--------------|--|--|------------|---|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 措置の分類 | |
| 271215005 | 27年10月16日 | 27年11月9日 | 27年12月15日 | 石綿工事申請窓口の一本化 | 【提案の具体的内容】 石綿工事申請窓口を一本化する。 【提案理由】 石綿に係る工事実施において、労働安全衛生法に基づき(申請と大気汚染防止法に基づき(申請を行っているが、同一内容を申請している。申請手続き業務の効率化のため、申請窓口を一本化してほしい。 | 石油連盟 | 厚生労働省 環境省 | 労働安全衛生法第88条第3項の規定により、事業者は、建設業等に属する事業の仕事で一定のもの(耐火建築物等で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事等)を開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の14日前までに所轄の労働基準監督署長に届出をしなければならないこととされています。 また、石綿障害予防規則第5条の規定により、事業者は、石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等が張り付けられた建築物等の解体等の作業を行う場合における当該保温材、耐火被覆材等を除去する作業や、石綿等の封じ込め又は削り込みの作業を行うときは、あらかじめ、所定の様式による届出書に当該作業に係る建築物等の概要を示す図面を添えて、所轄の労働基準監督署長に届出をしなければならないこととされています。(ただし、労働安全衛生法第88条第3項の規定による届出をする場合にあつては、適用されません。) 一方、大気汚染防止法第18条の15の規定により、特定粉じん排出等作業(吹付け石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材が使用されている建築物等の解体等作業)を伴う建設工事の発注者又は自主施工者は、所定の様式による届出書により、作業の方法等を当該作業の開始の日の14日前までに都道府県等に届出をしなければならないこととされています。 平成26年6月1日から施行された改正大気汚染防止法により、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出義務者が、解体等工事の施工者から工事の発注者又は自主施工者に変更されました。 | 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第88条第3項 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第18条の15 | 対応不可 | 届出の窓口については、単に受理するのみではなく、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則に基づき(届出は労働者の石綿ばく露防止の観点から労働基準監督署において、また、大気汚染防止法に基づき(届出は一般大気環境への石綿飛散防止の観点から自治体環境部局において、それぞれ適切な対策が計画されているか確認し、不十分な場合には必要な指導を行うもの)のみにおいて一括して受理することは困難です。 なお、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則に基づき(届出の義務対象者は工事を施工する事業者である一方、平成26年6月1日から施行された改正大気汚染防止法により大気汚染防止法に基づき(届出の義務対象者は主に解体等工事の発注者に変更されており、多くの場合、2つの届出は異なる義務対象者によって行われるものです。 |
| 271215006 | 27年10月16日 | 27年11月9日 | 27年12月15日 | 石綿工事申請に係る特別の認可 | 【提案の具体的内容】 石綿工事に関して、至急補修を要する場合は申請から工事までの期間を短縮可能とする。 【提案理由】 石綿に係る工事実施において、工事開始日の14日前までに労働安全衛生法に基づき(申請と大気汚染防止法に基づき(申請を行う必要があるため、腐食や漏洩した箇所と同様の腐食環境にある類似設備・配管等を至急点検したい場合において、作業の届出から点検開始までに最低14日間を要し、速やかに点検を開始することができない。また、定期整備中に石綿に係る工事が発生した際、申請から工事開始までの必要期間のために、工程が長期化するケースがある。以上の理由から、至急補修を要する等の場合は、必要日数を短縮できる措置を講じてほしい。 | 石油連盟 | 厚生労働省 環境省 | 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)以下「安衛法」といふ。第88条第3項の規定により、事業者は、建設業等に属する事業の仕事で一定のもの(耐火建築物等で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事等)を開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の14日前までに所轄の労働基準監督署長に届出をしなければならないこととされています。 また、大気汚染防止法第18条の15の規定により、特定粉じん排出等作業(吹付け石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材等の特定建築材料が使用されている場所において建築物その他の工作物を解体し、改造し、又は補修する作業)を伴う建設工事の発注者(建設工事の注文者(他の者から請け負ったものを除く。をいふ。))又は自主施工者は、特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、省令で定める様式に必要な事項を記載し、省令で定める必要な書類を添付した上で、都道府県知事(政令で政令の長に届け出ることになっているものは政令の長)に届出をしなければならないこととされています。 なお、大気汚染防止法第18条の15第1項ただし書に「災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りではない。」と規定しており、この様な場合については、大気汚染防止法第18条の15第2項の規定に基づき、速やかに都道府県知事に届出することとされています。 | 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第88条第3項 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第18条の15 | 現行制度下で対応可能 | 建築物等の安全管理上、補修のための工事を緊急に行う必要がある等の場合、労働安全衛生法第88条第3項に基づき(工事の計画の届出については、個別の届出を受理した労働基準監督署において、事態の緊急性に鑑み、速やかに審査し、安全衛生上問題がないと判断される場合には、計画の届出後14日を経過しない間に工事を開始することが可能となっております。 なお、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)第5条に基づき(届出はあらかじめ所轄労働基準監督署長に提出することとされていますが、必ずしも14日前までに提出しなくてもよいこととされています。 また、大気汚染防止法第18条の15に定める届出の対象は、特定粉じん排出等作業(以下「石綿除去作業」といふ。))に対して課しているものであり、事前調査や機器の点検など石綿除去作業以外の作業は、届出の対象外となります。 なお、大気汚染防止法第18条の15第1項ただし書において、「災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りではない。」と規定しており、このような場合には、大気汚染防止法第18条の15第2項の規定に基づき、速やかに都道府県知事に届出ることにより、作業を行うことが可能となっております。 |
| 271215014 | 27年10月27日 | 27年11月9日 | 27年12月15日 | 廃棄物処理法に定める産業廃棄物の定義の見直し | 【具体的内容】 リース会社が排出する繊維くずについて、一般廃棄物ではなく、産業廃棄物として処分できるように廃棄物処理法施行令の定義を改正すること。 【提案理由】 廃棄物処理法において、「繊維くず」は、「特定の事業活動に伴うもの」として繊維工業、建設業から排出される「繊維くず」のみが産業廃棄物として定義されている(廃棄物処理法施行令第2条第2号)。リース業(物品賃貸業)は、「特定の事業」に該当しないため、リース期間終了後、リース会社が顧客から返還されたリース終了物件(布団、カーテン、制服等の繊維製品)を廃棄物として排出する場合、一般廃棄物として処理することになる。 リース会社が排出する廃棄物は比較的大量であることから、廃棄物となった繊維製品を一般廃棄物として処分することは極めて困難であり、また、産業廃棄物処分業者に対して処理を委託することもできず、関係者と相談しながら、個々の案件ごとに処分を行っているが、排出事業者に過大な負担(関係者との相談に要する時間、処分方法が決まるまでの廃棄物の保管費用等)が生じている。 また、化学繊維は廃プラスチックに該当し、産業廃棄物として処分することができるが、例えば、天然繊維(繊維くず)と化学繊維が混紡されたものなどが廃棄物となった場合、処分のためにこれらを分離することは非現実的であり、また、金属製品や木製品に繊維が付着している場合もあり、廃棄物の適正処分の観点から、リース業が排出する繊維くずについては、産業廃棄物として処分できるようにすることが強く望まれる。 | (公社)リース業協会 | 環境省 | 産業廃棄物の種類は、その物の性状、処理の体系等から市町村が処理責任を負う一般廃棄物としてではなく、事業者が処理責任を負う産業廃棄物として扱われることが廃棄物処理法上適切かどうか等の要素を考慮して定めているものです。 「繊維くず」については、建設業に係るもの、繊維工業に係るもの及びポリ塩化ビニルが染み込んだものを産業廃棄物として定義されています。 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第3号 | 検討を予定 | リース業において廃棄物となる繊維製品については、性状、排出量や処理困難状況等の調査や関係者からの意見聴取等を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じてその廃棄物処理法上の取扱いについて検討してまいります。 |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 管理番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革会議における再検討項目 |
|-----------|-----------|-------------|---------------|----------------------------------|--|-------------------|--------------|---|---|------------|--|-----------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 措置の分類 | 措置の概要(対応策) | |
| 271215015 | 27年10月27日 | 27年11月9日 | 27年12月15日 | 廃棄物処理に係る電子マニフェストの登録期限見直し | 【具体的内容】 電子マニフェストの登録期限は、「廃棄物の引渡しから3日以内」とされているが、3日以上の連休がある等の場合は登録期限を緩和すること。 【提案理由】 廃棄物処理法において、排出事業者の電子マニフェストの登録期限は、「廃棄物の引渡しから3日以内」(「廃棄物処理法12条の5第2項、同規則第8条の31の3」とされている。 排出事業者においては、原則として、産業廃棄物の引渡し当日に電子マニフェストへの登録を行うこととしているが、例えば、3連休前当日の登録ができない場合、電子マニフェストへの登録を行うために、担当社員に対し、やむを得ず休日出勤を命じざるを得ないか、もしくは、産業廃棄物の引渡日を変更せざるを得ない。 上記の取扱いが不合理であり、3日以上の連休がある場合等に限って、登録期限を緩和すること。 | (公社)リース業協会 | 環境省 | 事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、電子マニフェストを使用し、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合、当該委託に係る産業廃棄物を引き渡した後、三日以内に当該委託に係る産業廃棄物の情報を電子マニフェストシステムに登録しなければなりません。 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の3 | 対応不可 | 電子マニフェストでは、産業廃棄物の排出場所が本社等から離れた現場である場合は、速やかにシステム上に登録できないことも想定されるため、登録期限を最大3日以内と規定したところ。ただし、登録期限の引渡し後にシステム上への登録を3日間猶予していますが、登録されるまでは廃棄物の情報がマニフェスト上に表れず、廃棄物の所在が曖昧な状況下にあります。このため、長期休暇等を直前に控えている状況であるとしても、登録期限をさらに延長することは困難ですが、現場にて引渡しを終了した場合に迅速にシステム上で登録作業ができるよう、平成26年度からスマートフォンやタブレット端末等を使用して現場から報告できるシステムへの改良を進めているところであり、実際の運用面でも対応できるよう配慮してまいります。 | |
| 271215052 | 27年10月30日 | 27年11月18日 | 27年12月15日 | フロン排出抑制法における作業従事者の資格取得手続きの緩和について | 平成26年4月施行のフロン法において、フロンガスの充填・回収作業を実施する作業員に資格取得が必要となっている。しかし、5年ごとに更新の受講料(1種: ¥25,700、2種: ¥22,680)の負担や、実務経験3年以上、冷凍空調に関する他の資格の保有という資格取得条件もあり、手続きを緩和していただきたい。 スーパー、コンビニエンスストアを含めフロンを使用する顧客は増加している。フロン類の回収・充填が必要な設備も1店に複数台設置しており、店舗数以上に大量に取り扱っている。規制が緩和されることで、全国にいる作業員の資格取得・所持が安定され作業員数の確保に繋がると見込まれる。 今後店舗数の増加に伴い、設備が増加して(中で資格保持している作業員が安定していることは、修理対応やフロン類の回収・充填作業も速やかに実施していただけるようになり、機器故障による機会ロスの削減に繋げられる。 また、知見を有する者の講習会について条件等を公開していただき、一定規模以上の団体・会社・お取引先による資格認定をお願いしたい。 現状の講習会の開催場所も全国での実施ではなく(2015年7月～2016年3月で23の都道府県のみで開催予定)、特に地方での開催が無いため、受講が困難な会社、作業員も出てきている実態がある。更に、更新受講料についても取得者が継続していけるような費用への見直しについても検討をお願いしたい。 | (一社)日本フロンチェンジャー協会 | 経済産業省 環境省 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第37条第3項及び同施行規則第14条第9号並びに同法第44条第2項及び同施行規則第40条第2号では、第一種フロン類充填回収業者がフロン類の充填・回収を行うに当たり、十分な知見を有する者が自ら行う立ち会うことが義務づけられている。 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則(平成26年経済産業省・環境省令第7号)第14条第9号及び第40条第2号 | 現行制度下で対応可能 | 「十分な知見を有する者」については、フロン類の性状や充填・回収方法に関する知識を有する者を指しており、必ずしも冷凍フロン類取扱技術者等の資格の取得を求めるものではありません。しかし、知見の有無を外形的に判断することができるよう、環境省及び経済産業省が作成した「講習の確認申請要領」(以下、「要領」という。))において、「十分な知見を有する者」に当たる者の水準の例として、例えば、充填に関しては、「冷凍フロン類取扱技術者」に当たる資格等を有し、かつ、充填に必要な知識等の習得を伴う講習を受講した者、十分な実務経験を有し、かつ、充填に必要な知識等の習得を伴う講習を受講した者という3区分を示しています。特に、この講習については、公的機関、団体及び事業者がそれぞれ、想定する受講者の知見を補うために実施するものであり、当該要領に基づき、講義カリキュラムやテキスト等に開示する内容の適正性を両省が確認することとしています(講習の開催場所や受講料についても、講習実施者が適切に設定できます。)。このため、事業者等が本確認を受けた講習を実施することで、受講者は、必ずしも資格を有さずとも、十分な知見を習得することが可能です(平成27年11月時点で、本確認を受けた講習は4つあり、これらの講習を受講することで、十分な知見を習得することが可能です。)。なお、当該要領は、平成27年8月7日に両省ホームページ(以下、URL参照。)において公表しています。 http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei/h27/koushu.html (環境省) http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/yubun_chiken.html (経済産業省) | |
| 271215065 | 27年10月30日 | 27年11月18日 | 27年12月15日 | フロン排出抑制法の簡易点検の頻度見直し | 【提案内容】 フロン排出抑制法において業務用空調機、業務用冷凍機および冷蔵庫の使用者に義務付けられている3ヶ月に一回以上の「簡易点検」の見直しを行うべきである。 【提案理由】 2015年4月から施行されたフロン排出抑制法では、以下のとおり、大規模な機器を除く業務用空調機、業務用冷凍機および冷蔵庫の使用者に3ヶ月に一回以上の「簡易点検」が義務付けられているものの、これに対し、頻度が多く負担が高い。 <管理者判断基準 第二 管理第一種特定製品の点検に関する事項> 第一種特定製品の管理者は、管理第一種特定製品からの漏れ又は漏れを現に生じさせている蓋然性が高い故障又はその徴候(以下「故障等」という。)を早期に発見するため、次により、定期的に管理第一種特定製品の点検を行うこと。 1 管理第一種特定製品の簡易点検及び専門点検 (1) 第一種特定製品の管理者は、3月に1回以上、管理第一種特定製品について簡易な点検(以下「簡易点検」という。)を行うこと。 | (公社)関西経済連合会 | 経済産業省 環境省 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条に基づき定められた「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項」では、全ての第一種特定製品を対象とした、3か月に1回以上の簡易点検が義務づけられています。 | 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項(平成26年経済産業省「環境省告示第13号」第二) | 対応不可 | 2015年4月から施行されたフロン排出抑制法は、近年判明した機器使用中における冷媒フロン類の漏れを防止することが大きな目的の一つです。管理者が実施する簡易点検は、冷媒として充填されているフロン類の漏れの徴候を早期に把握することを目的として、3か月に1回以上行っていたものです。仮に簡易点検を省略した場合、漏れの徴候を早期に把握することが出来ず、長期にわたり漏れが放置されることとなるおそれもあることから、第一種特定製品を適正に管理する上で必要なものと考えています。 | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 管理番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果 | | | 規制改革会議における再検討項目 |
|-----------|-----------|-------------|---------------|-----------------------|--|---------------------|---------------------------------------|--|--|---|---|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 措置の分類 | |
| 271231008 | 27年10月29日 | 27年11月18日 | 27年12月31日 | 猟銃所持許可・狩猟免許取得の弾力化・柔軟化 | <p>経済的社会的効果 欧米では富裕層の趣味として狩猟が定着しており、我が国において狩猟しやすい環境を整えることにより、海外から観光目的の富裕層を呼び込むことにつながる。また、鳥獣保護管理の担い手を増やすことで、有害鳥獣の個体調整を行いやすくし、鳥獣による農林業被害を緩和することにも貢献できる。</p> <p>現在事業を困難とさせている規制 現在、猟銃所持許可を得、狩猟免許を取得するには、欠格事項に該当しないかどうかを探るための警察による身辺調査を含め、何段階もの極めて厳しいプロセスを経なければならない。これが、海外から日本に狩猟のために来ようとする外国人にとって大きなハードルとなっており、また日本人のハンター数増加を抑え鳥獣被害を拡大させる一因ともなっている。</p> <p>提案する新たな措置 猟銃所持に係る初心者研修の開催数増加、狩猟免許試験の開催数増加、提出書類の簡素化、英語での申請・受講等の可能化等、猟銃所持許可・狩猟免許を得やすくするような、できる限りの方策をとる。</p> | (一社)新経済連 | 警察庁 環境省 | <p>【警察庁】 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和39年法律第6号、以下「銃刀法」といふ。) 銃刀法第4条第1項により、猟銃を所持しようとする者は、住所地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならないとされ、同法第5条第1項の規定により、一定の要件に該当する場合には、都道府県公安委員会は、許可をしてはならないこととされています。</p> <p>【環境省】 <狩猟免許試験の開催数増加、英語での申請・受講等の可能化> <狩猟免許試験の実施は、都道府県の自治事務であり、現状においても、その開催数は都道府県の判断で増やすことが可能です。また、英語での申請・受講等についても、規制はありません。> <狩猟免許試験の提出書類の簡素化> <狩猟免許試験の申請に当たっては、必要事項を記載した申請書の他、銃所持許可証の写し(許可を受けている場合に限り)、欠格事由に該当しない旨の医師の診断書、写真を提出するものと規定されています。></p> | <p>【警察庁】 銃刀法第4条第1項、第5条第1項等</p> <p>【環境省】 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第40条及び第51条</p> | <p>【警察庁】 現行制度下で対応可能(一部対応不可)</p> <p>【環境省】 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第40条及び第51条</p> <p>【環境省】 狩猟免許試験の提出書類の簡素化 事実確認</p> | <p>【警察庁】 猟銃は、適正に使用される限りは、社会的に有益である反面、その取扱いを誤れば簡単に人を死に至らしめ、傷付けてしまう凶器と化する極めて危険なものです。このため、猟銃の所持許可に際しては、申請者が猟銃を適正に扱うことができる者であるか否かを事前に厳格に審査するとともに、一定の規制の下に置く必要があると考えられます。</p> <p>他方で、警察庁においては、猟銃の社会的有用性に着目して所持者や申請者に対する各種の負担軽減措置(申請時における申請書類や添付書類の見直し、猟銃等講習会及び技能講習の休日開催、郵送及び代理人による手続の導入等)に取り組んでいるところです。</p> <p>なお、狩猟を目的として来日した外国人であっても、銃刀法の所持許可要件を満たす者であれば猟銃の所持許可を受けることは可能ですが、来日して間もない外国人は、一般的には、銃刀法第5条第1項第6号の「住居の定まらない者」に該当すると解されることから銃砲の所持許可を受けることはできません。これは、生活の本拠が一定していない者に対して許可をすれば、許可に伴う行政監督を確実に行うことができます。危害予防上支障を来すと考えられるためです。また、外国語での申請手続、各種講習や審査については、各都道府県公安委員会の体制に限りがあることから、全国一律に実施することはしていません。</p> <p>【環境省】 現行の制度の通りであり、ご指摘のような規制は設けておりません。</p> <p><狩猟免許試験の提出書類の簡素化> 狩猟免許試験に関する制度において、ご指摘の「欠格事項に該当しないかどうかを探るための警察による身辺調査」等は必要とされておりません。</p> |
| 271231011 | 27年10月30日 | 27年11月18日 | 27年12月31日 | 容器包装リサイクル法制度の見直しについて | <p>現行の容器包装リサイクル法においては、容器包装製造・利用事業者が、該当年度に使用する特定容器包装の使用量を見込んで(=再商品化義務量の算定)、指定法人へ再商品化委託申請を行っている。この現状に対し、「見込み量に基づく再商品化委託申請・委託金負担」から「製造・使用の実績量に基づく再商品化委託申請・委託金負担」へと、容器包装リサイクル法制度を変更いただきたい。</p> <p>この変更により、商品や容器包装の価格に再商品化委託料金額が反映され、商品を生入・購入した時点で再商品化委託費用の負担が完了し、再商品化委託金は上流の容器包装製造事業者が支払うという、より効率的で公平な制度に繋がると考える。なお、本件は指定法人と特定事業者との契約・支払方法を問題としたものではない。</p> | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省 | <p>容器包装リサイクル法では第11条から第13条までに特定事業者の再商品化義務が規定されており、第14条に基づき特定事業者は再商品化義務量の全部または一部の再商品化について指定法人と、再商品化契約を締結し、当該契約に基づき自らの責務を履行したとき、委託した量に相当する量について再商品化したものとみなされます。</p> | <p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条、第12条、第13条、第14条</p> <p>特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令 第2条</p> | <p>事実確認</p> | <p>個社の再商品化義務量の算定にあたっては、「見込み量に基づく再商品化委託申請・委託金負担」ではなく、当該年度の「特定事業者の前事業年度実績」に基づいて算出されております。</p> |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()、()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 管理番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | 規制改革会議における再検討項目 | |
|-----------|-----------|-------------|---------------|--|---|-----------------|---------------------------------------|--|--|---|---|------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 措置の分類 | | 措置の概要(対応策) |
| 271231012 | 27年10月30日 | 27年11月18日 | 27年12月31日 | 容器包装リサイクル法における新たなインセンティブの導入について | <p>現在の容器包装リサイクル法では、再商品化義務算定の際、自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量を、特定容器包装使用量より差引いて申請可能な、量的な面でのインセンティブ制度が導入されている。</p> <p>再商品化された素材を用いた容器包装を使用し商品を製造・販売。又は環境に配慮した素材を用いた容器包装を使用し商品を製造・販売して、容器包装リサイクル法上、何れインセンティブ制度は、通常の容器包装の使用として扱われている。</p> <p>そのため、再商品化された素材を用いた容器包装を使用した場合(特に、国内の素材)、又は環境に配慮した素材を用いた容器包装を使用した場合、容器包装リサイクル法上のインセンティブ(算定係数に差を設ける等)制度を新設していただきたい。</p> <p>これにより、コストが係る「容器包装の質的な面」における環境配慮が促進されると考える。</p> | (一社)日本フーズチェーン協会 | 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省 | 容器包装リサイクル法は一般廃棄物の減量を目的として、特定事業者に対し再商品化の義務を課すものです。特定事業者が自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装は、一般廃棄物として排出されるため、そもそも再商品化義務算定の算定対象とならず、インセンティブ制度ではありません。 | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第1条、第11条、第12条、第13条 | 事実誤認 | 容器包装リサイクル法は一般廃棄物の減量を目的としており、また、「容器包装の質的な面」の差に応じた算定係数に差を設けるインセンティブ制度は、他の特定事業者の負担を本来負うべき再商品化義務量以上に増加させることにもなるため、新設できません。 | |
| 271231019 | 27年10月30日 | 27年11月18日 | 27年12月31日 | 遺伝子組換え農作物の第一種使用規程承認手続きの簡略化について | <p>(具体的内容) 「遺伝子組換え作物で交雑可能な生物種が国内に存在しない場合、具体的にはトウモロコシ、ナタネ、ワタについては、一般栽培における審査であっても簡略化していただきたい。」 「遺伝子組換え作物の国内開発のために、産業界(農水省・環境省)の隔離ほ場試験については従来のイベントベースではなく、文部科学省・環境省の審査で行っている一括承認の導入を検討いただきたい。」 (提案理由) 遺伝子組換え生物の生物多様性影響評価については、カルタヘナ法に基づき手続きを進めているが、法律施行後11年が経過し多くの知見が蓄積されている。これまで承認されている除草剤耐性や害虫抵抗性については、我が国の生物多様性に影響を及ぼすとはないと判断され、実影響はない。少なくとも、我が国に交雑する野生種が存在しない場合、その影響は限定的であることから従来と同様の審査は不要と簡略化できると考える。</p> <p>産業界(農水省・環境省)の審査は、すでに産業界が確定している外資系の遺伝子組換え農作物の審査のための体制になっておりイベントベースの審査になっている。しかし、実際の育種では野外のほ場に展開して特性を見ることから始まるのであって、現行の仕組みでは開発を阻害している。そこで、隔離ほ場試験については従来のイベントベースではなく、文部科学省・環境省の審査で行っている一括承認を導入して、野外栽培へのハードルを下げる必要があると考える。また、隔離ほ場という管理されたほ場で栽培するだけ、生物多様性影響も防ぐことが可能であることから、申請に求めるデータも簡便にして実用性の推進のための体制を整備していただきたい。</p> | 日本バイオ産業人会議 | 農林水産省 環境省 | (トウモロコシ、ナタネ、ワタの審査の簡略化関係) 遺伝子組換え生物等の第一種使用等については、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」第4条第1項において、「その他の遺伝子組換え生物等の第一種使用等を行うとする者は、遺伝子組換え生物等の種類ごとにその第一種使用等に関する規程(第一種使用規程)を定め、これにつき主務大臣の承認を受けなければならない」とされています。承認の申請に当たっては、同条第2項の規定により、生物多様性影響評価書を提出する必要があります。 <p>生物多様性影響評価書の作成に当たっては、「農林水産大臣がその生産又は流通を所管する遺伝子組換え植物に係る第一種使用規程の承認の申請について、(局長通知)第3の(6)において、我が国の自然条件の下で生育した場合の特性が科学的見地から明らかでない遺伝子組換え植物の第一種使用等をする場合は、隔離ほ場において情報収集することとしています。ただし、一定の条件を満たすトウモロコシについては、当該情報収集を行う必要はないこととしています。</p> | 「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)」第4条第1項、第2項 | 「トウモロコシ」について、従来のトウモロコシの性質としてごほれ落ちた場合の生育が限定的であることについて実態も把握した上で、平成26年12月に「農林水産大臣がその生産又は流通を所管する遺伝子組換え生物に係る第一種使用規程の承認の申請について、(局長通知)を改正し、組み込まれる遺伝子の作用機序等が科学的文献から十分に明らかであり、かつ遺伝子組換え作物の特性が過去に審査を実施したものと同程度である場合には、国内の隔離ほ場での情報収集は不要としたところです。 <p>【その他】 「トウモロコシ」以外「検討を予定」</p> | 提示された植物のうち、これまでに最も申請件数が多く審査経緯が蓄積されたトウモロコシについては、従来のトウモロコシの性質としてごほれ落ちた場合の生育が限定的であることについて実態も把握した上で、平成26年12月に「農林水産大臣がその生産又は流通を所管する遺伝子組換え生物に係る第一種使用規程の承認の申請について、(局長通知)を改正し、組み込まれる遺伝子の作用機序等が科学的文献から十分に明らかであり、かつ遺伝子組換え作物の特性が過去に審査を実施したものと同程度である場合には、国内の隔離ほ場での情報収集は不要としたところです。 <p>今後、科学的知見の蓄積に応じて、順次、各種の審査手続の見直しを実施していく予定です。</p> | |
| 271231020 | 27年10月30日 | 27年11月18日 | 27年12月31日 | 厚生労働大臣と経済産業大臣の定めるGILSP遺伝子組換え微生物を、財務省、農林水産省、環境省のカルタヘナ法第二種使用(閉鎖系使用)の産業使用案件において通用できるようにしたい。 | <p>(提案内容) 厚生労働大臣と経済産業大臣がそれぞれ定めるGILSP遺伝子組換え微生物を、財務省、農林水産省、環境省のカルタヘナ法第二種使用(閉鎖系使用)の産業使用案件において通用できるようにしたい。</p> <p>(提案理由) 遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令(平成16年財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省令第2号)別表一では、特殊な培養条件下以外では増殖が制限され、病原性がないことのために、同省令で定められた最小限の拡散防止措置を執ることにより安全に使用できる微生物をGILSP遺伝子組換え微生物として省令が定めることとされている。GILSP遺伝子組換え微生物は、前述の拡散防止措置に従って使用し、確認申請を省略できることとなっており、新技術の産業化促進に大いに貢献している。既にこのGILSP遺伝子組換え微生物を大臣告示として指定し(以てGILSP告示)、産業振興に活用している厚生労働省と経済産業省においては、互いに他省大臣の定めるGILSP遺伝子組換え微生物を省令で定めるものを含むこととしており、現在行われている二つのGILSP告示については相互活用出来るようになっている。一方、財務省、農林水産省、環境省については未だこのGILSP告示が作られていないため、前述の優れた仕組みを効率的に活用できていない。財務省、農林水産省、環境省がそれぞれGILSP告示を別々に定めるのは、そこにかけられるリソースや時間を考慮すると得策とは考えられないため、既に長期間活用される数多くの実績が蓄積されている厚生労働省及び経済産業省のGILSP告示を、財務省、農林水産省、環境省の閉鎖系産業使用案件についても通用できるようにしたい。</p> | 日本バイオ産業人会議 | 財務省 農林水産省 環境省 | 遺伝子組換え生物等の第二種使用等については、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」第12条において「遺伝子組換え生物等の第二種使用等をする者は、当該第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置が主務省令により定められている場合には、その使用等をする間、当該拡散防止措置を執らなければならない」とされています。同法第13条第1項において「前条第2項使用等に当たって執るべき拡散防止措置を定めなければならない」とされています。同法第12条の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置については、「遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たっては、遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令(平成16年財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省令第2号)別表一において、我が国の自然条件の下で生育した場合の特性が科学的見地から明らかでない遺伝子組換え植物の第一種使用等をする場合は、隔離ほ場において情報収集することとしています。ただし、一定の条件を満たすトウモロコシについては、当該情報収集を行う必要はないこととしています。 | 「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)」第12条第1項、第13条第1項、第2項 | 検討を予定 | GILSP遺伝子組換え微生物は、宿主である微生物と挿入されたDNA(及び遺伝子マーカー)の組み合わせを考慮して、定められています。 <p>財務省では、酒類製造に係るGILSP遺伝子組換え微生物を定めることができますが、現時点では、酒類製造に遺伝子組換え微生物は使用されていないことから、厚生労働省及び経済産業省で定めている告示を財務省で利用する状況にあります。</p> <p>また、農林水産省では、主として動物用の医薬品製造を目的とした遺伝子組換え微生物を扱っており、これらに挿入されるDNAは、ヒトの医薬品等や工業用酵素、試薬の製造のために挿入されるDNAとは異なることから、現時点では、既に厚生労働省及び経済産業省で定めている告示を農林水産省で利用する状況にあります。</p> <p>このため、財務省及び農林水産省では、今後、厚生労働省及び経済産業省が定めるGILSP遺伝子組換え微生物に係る申請があった場合には、御指摘の告示の活用を検討したいと考えています。</p> <p>さらに、環境省は、第二種使用等の確認を行う官庁にはなっていませんが、GILSP遺伝子組換え微生物を定めることができることになっています。そのため、現時点ではご指摘の告示を活用する状況にはありませんが、今後、環境省に係る具体的な案件が生じた場合には、ご指摘の告示の活用も含め、対応を検討したいと考えています。</p> | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 管理番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革会議における再検討項目 |
|-----------|-----------|-------------|---------------|---------------------------------|---|---------------|------|---|-----------------------------|-------|---|-----------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 措置の分類 | 措置の概要(対応策) | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 280215008 | 27年10月27日 | 27年11月9日 | 28年2月15日 | 自治体条例等を一括閲覧できるサイトの改善 | <p>【具体的内容】 廃棄物処理法の運用は、都道府県及び政令市に移管され、各自治体において関係条例が制定されているが、関係法令及び条例を遵守するために、提出事業者が関係条例を確認することは必須であり、関係条例を掲載している環境省ホームページを改善すること。</p> <p>【提案理由】 環境省ホームページにおいて、都道府県及び政令市における廃棄物・リサイクルに関する条例等が掲載されているが、条例のファイルが掲載されている自治体がある一方、当該自治体へのホームページリンクを貼っている自治体(一部リンク切れもあり)があり、掲載方法が統一されていない一貫性を高めるために掲載方法を統一化すること。 () https://www.env.go.jp/recycle/waste/local_regulation.html 条例等に関する情報が網羅されていない(条例の施行規則などが未掲載の自治体)ことから、各自治体を確認せざるを得ない。環境省ホームページの情報を適時に更新すること。 上記の改善を図るとともに、域外産業廃棄物の搬入規制の有無など、一貫性の高い資料を掲載すること。</p> | (公社)リース事業協会 | 環境省 | 環境省ホームページにおいて、都道府県及び政令市における廃棄物・リサイクルに関する条例等を掲載しています。 () https://www.env.go.jp/recycle/waste/local_regulation.html | | その他 | 本件は規制改革についての御提案ではありませんが、御意見を参考とさせて頂き、対応を検討してまいります。 | |
| 280215009 | 27年10月29日 | 27年11月18日 | 28年2月15日 | 産業廃棄物管理票(マニフェスト)に関する報告書の報告事項の統一 | <p>【具体的内容】 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定により、提出が義務付けられている産業廃棄物管理票に関する報告書について、都道府県ごとに異なる報告様式の統一を徹底していただきたい。</p> <p>【提案理由】 産業廃棄物管理票を交付した者は、交付した産業廃棄物管理票に関する報告書を作成し、都道府県等に提出しなければならない(産業廃棄物処理法第12条の3第7項)。この報告書については、施行規則において、様式第三号により作成するものとされているが、都道府県により、報告内容や提出書類、提出先が異なり、事業者は、報告書の提出に時間と労力を費やしている。 例えば、産業廃棄物の種類を記載する際、都道府県独自の廃棄物コードを記載する場合や様式にはない処分方法の記載を要求される場合もある。また、提出窓口も県庁や保健所、政令市等、様々である。建築工事を伴う事業においては、施工現場がその都度異なり、地域ごとに報告内容や提出窓口を確認することが必要となっている。 本要望については、すでに「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(2008年3月31日付環産発第080331001号)や「産業廃棄物管理票交付等状況報告書及び産業廃棄物処理業許可申請時の添付書類に関する書類の統一について」(2011年3月31日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課事務連絡)などにより、都道府県等に周知を図っていただいているところであるが、改善が見られず、 様式第三号の様式に統一することによって、電子データによる一括処理が可能となるとともに、提出窓口を統一することによって確認の手間が省け、事務手続きの煩雑さが解消される。都道府県等への更なる働きかけをしていただきたい。</p> | (一社)日本経済団体連合会 | 環境省 | 交付した産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」といいます。)に関する報告書(以下「マニフェスト」報告書)といいますが、()の都道府県農知事又は政令市長への報告制度は、制度に則って、提出事業者がマニフェスト違反を行っていないか、あるいは、最終処分に至るまでの一連の処理工程についての確に確認が行われているかを監督行政が的確に把握することを通じて、マニフェスト制度の実効性をより高めるために規定されているものです。 | 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項 | 検討に着手 | 総務省により実施された平成25年11月1日付け「申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査結果に基づく(勸告(一般手続関連)(平成25年度行政評価・監視結果)」において、産業廃棄物管理票交付等状況報告書について、環境省は、同じ報告で、都道府県ごとに異なる記載方法を求められている事業者の負担を踏まえるとともに、都道府県の事務遂行上の創意工夫を生かすため、産業廃棄物の種類に関する番号コードの統一を含め、様式の改善を図る必要があるとの勧告がなされました。 これを受けてマニフェスト報告書の様式を全自治体で統一することについて、平成27年度に結論を得た上で、平成28年度に必要な措置を講ずることによりマニフェスト交付者の負担の軽減を図ってまいります。 また、紙マニフェストではなく、電子マニフェストを利用した場合においては、マニフェストの交付状況について、情報処理センターから各都道府県へ報告が行われ、管理票交付者が自ら報告を行う必要はないため、電子マニフェストの普及を一層進めることを通じて、管理票交付者の事務負担の軽減を図ってまいります。 | |
| 280215010 | 27年10月29日 | 27年11月18日 | 28年2月15日 | 県外産業廃棄物流入規制の見直し | <p>【具体的内容】 昨年度の政府回答に基づき、早急に実態調査に着手するとともに、廃棄物処理法の趣旨・目的を超えて定められた運用について、必要な見直しを行い適切に対応するよう、都道府県等に対して、通知や各種会議等を通じて、着実に周知徹底すべきである。</p> <p>【提案理由】 廃棄物処理法の規定にはないが、産業廃棄物を県外に搬出する場合、搬出先の都道府県等の多くにおいて条例・指導要綱に基づく事前協議が必要とされており、その申請・許可の取得に多くの時間、労力を費やされている。また、事前協議の内容(対象産業廃棄物、提出書類等)が都道府県等ごとに異なっているため、同一の処理を行うにもかかわらず、都道府県等によって判断が異なる場合があり、事業者による広域的かつ効率的な廃棄物処理・リサイクルの阻害要因となっている。 本要望については、昨年度の要望に対し、環境省から「都道府県等による流入規制に関しては、産業廃棄物が広域的に移動するという性質を有する一方で、適正に処理する産業廃棄物処理業者であってもその扱う産業廃棄物量が制約され、正規のルートが絞られることにより、結果として無許可業者の不適正処理ルートに向かうことになりかねない」と、優良な産業廃棄物処理業者が市場において地位に立てるようすることを目的とする産業廃棄物分野の構造改革「ブレーキ」をかけかねないこと等といった問題があり、そのため、廃棄物処理法の趣旨・目的に反し、同法に定められた規制を超える要綱等による運用については、必要な見直しを行うことにより適切に対応していただくよう、通知や各種会議を通じて都道府県等に働きかけており、引き続き、働きかけを行ってまいります。 なお、御指摘の実態調査については、今後速やかに行なってまいります。」との回答を得るとともに、「規制改革実施計画(2015年6月30日閣議決定)」において、「都道府県等による産業廃棄物の流入規制について実態調査を行う。加えて、産業廃棄物処理法の趣旨・目的を超えて定められた運用について、必要な見直しを行い適切に対応するよう、都道府県等に対して、通知や各種会議等を通じて周知徹底する。[平成27年度以降順次措置]」とされた。</p> | (一社)日本経済団体連合会 | 環境省 | 「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について」(平成9年12月26日付循環318号厚生省生活衛生局水道環境部長通知)において、「従来、法による規制を補充すること等を目的として、多くの都道府県及び政令市において要綱等に基づき独自の行政措置が行われてきたことと承知しているが、各都道府県及び政令市におかれては法改正及び基準強化の趣旨、目的等を踏まえ、改正された法に基づき規制の内消な施行に努められるとともに、周辺地域に居住する者等の同意を事実上の許可要件とする等の法に定められた規制を超える要綱等による運用については、必要な見直しを行うことにより適切に対応されたい。」と示しているところでもあります。 | | 検討に着手 | 「都道府県市外産業廃棄物流入抑制策の扱いについて」の実態調査を行っているところです。本実態調査を踏まえて、廃棄物処理法の趣旨・目的を超えて定められた運用について、必要な見直しを行い適切に対応するよう、都道府県等に対して、通知や各種会議等を通じて周知徹底する予定でございます。 | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 管理番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革会議における再検討項目 |
|-----------|-----------|-------------|---------------|----------------------------|--|---------------|---------------------------------------|--|---|--|--|-----------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 措置の分類 | 措置の概要(対応策) | |
| 280215011 | 27年10月29日 | 27年11月18日 | 28年2月15日 | 産業廃棄物処理業者における役員変更届出の期限延長 | <p>【具体的内容】 産業廃棄物処理業者における役員変更時の届出について、届出期限を10日から30日に延長していただきたい。</p> <p>【提案理由】 産業廃棄物処理法により、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者において、役員を変更した際には、変更の日から10日以内に、その旨を届出しなければならない。届出の際には、法令上は、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書の添付が必要とされているが、実際には、併せて役員を変更したことの証明として、履歴事項全部証明書の添付を求められることが多い。 しかしながら、履歴事項全部証明書の入手には時間を要し、遅延理由書を添付して提出するのが通常となっている。 履歴事項全部証明書の発行の前提となる「役員変更登記」については、会社法上、変更が生じた日から2週間以内に変更の登記をすれば足りるとされているにもかかわらず、廃棄物処理法の変更届出が10日以内というのは非常に短い。 たとえば、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」では、公害防止統括者の選任の場合、「大気汚染防止法」では、ばい煙発生施設設置届出者にかかる氏名の変更等の場合、「特定公害防止組織整備法」では、公害防止管理者の選任及び希望解任の場合のいずれにおいても、その日から30日以内となっており、廃棄物処理法上の届出についても実態に合わせて期限を延長すべきである。</p> | (一社)日本経済団体連合会 | 環境省 | 産業廃棄物収集運搬業者又は処分業者は、名称、役員などを変更したときは、「変更の日から10日以内」に都道府県に届け出なければならないとされており、また、当該届出には、登記事項証明書等を添付しなければならないとされている(「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条の2第3項、同法施行規則第10条の10、第10条の23)。 | 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項、同法施行規則第10条の10の第2項 | 検討を予定 | 総務省により実施された平成25年11月1日付け「申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査結果に基づき(動告(一般手続関連)(平成25年度行政評価・監視結果)」において、登記事項証明書を添付書類とする変更届について、変更登記の期間(2週間)を考慮した提出期限とするよう検討することの動告がなされました。 環境省としては、変更届の提出期限を「10日以内」としている理由を欠格要件に該当する者を確保かつ迅速に排除するためと考えていますが、申請者の負担軽減を図る観点から、今後、変更届に登記事項証明書の添付を求める場合、変更登記の期間(2週間以内)を考慮した提出期限とすることを検討予定でございます。 | |
| 280215012 | 27年10月29日 | 27年11月18日 | 28年2月15日 | 産業廃棄物収集運搬業者許可取得手続きの合理化・短縮化 | <p>【具体的内容】 廃棄物処理法第14条においては、産業廃棄物の収集運搬を業として行う場合、積込み場所と積卸し場所をそれぞれ管轄する都道府県の許可が必要であり、関係都道府県ごとに同法施行規則第9条の2に基づき申請が必要となるが、業許可取得にあたっては、既に許可を取得した都道府県における申請内容を共有・活用することにより、審査の合理化・短縮化をしていただきたい。</p> <p>【提案理由】 廃棄物処理法第14条においては、産業廃棄物の収集運搬を業として行う場合、積込み場所と積卸し場所をそれぞれ管轄している都道府県の許可が必要となっており、関係都道府県それぞれに対し、同法施行規則第9条の2に基づき同様の申請を行う必要がある。 産業廃棄物の処分先を追加する場合、現契約先の収集運搬業者が処分先の都道府県の許可を取得していないことが多く、現契約している収集運搬業者が産業廃棄物収集運搬業者許可を取得する場合、審査に1ヵ月(他の種類の産業廃棄物で既に許可をもつ場合)～3ヵ月(新規取得で申請する場合)かかることで、契約が遅れ、早急に処分を進めようとしても対処できないことがある(新規収集運搬業者と契約するにしても契約まで時間を要する)。 また、県外産業廃棄物搬入届出を必要としている都道府県への届出についても、産業廃棄物収集運搬業者許可取得後の申請となることから、さらに処理期間まで時間を要している。 新たな都道府県で業許可取得を行う場合において、既に取得した許可情報を活用し、審査の合理化・短縮化を行うことについては、法の趣旨である適正処理を阻害するものではない(第4条における都道府県の産業廃棄物に関する状況把握・適正処理への措置の努力義務を阻害するものではない)。 業許可取得に関する審査が合理化・短縮化されることにより、速やかに産業廃棄物を処分することが容易となり、円滑な廃棄物処理(事業活動)の実施、資源有効利用の範囲・用途の拡大、コスト低減に寄与する。</p> | (一社)日本経済団体連合会 | 環境省 | 都道府県知事は、申請者が廃棄物処理法第14条第1項の収集運搬業者の許可を受けている場合、廃棄物処理法施行規則第9条の2第2項第9号から第14号までに掲げるものの全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出することができます(「産業廃棄物処理法施行規則」第9条の2第5項)。 | 現行制度下で対応可能 | 産業廃棄物処理法施行規則第9条の2第5項の規定により、業許可取得にあたっては、既に許可を取得した都道府県における申請内容を共有・活用されており、審査の合理化・短縮化が行われているとされており、 | | |
| 280215013 | 27年10月29日 | 27年11月18日 | 28年2月15日 | 食品リサイクル法の定期報告書の業種区分の見直し | <p>【具体的内容】 食品リサイクル法では、現在、食品製造業の16の業種区分に食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されているが、食品工場においては、同一工場において、複数の区分にまたがる商品を製造するため、区分毎の計量が非常に困難である。現行法において区分されている「麺類製造業」、「そう菜製造業」、「すし・弁当・調理(ン)製造業」、「菓子製造業」とは別に、これらの区分を1つにまとめた区分を新設するなど、総合食品メーカーの実情にあった業種区分に見直しをいただきたい。</p> <p>【提案理由】 食品リサイクル法では、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況についての報告が義務付けられており、食品関連事業者は、「業種区分ごとの食品残渣量」等を記載した定期報告書を提出しなければならない。「業種区分ごとの食品残渣量」を把握する為には、残渣を「業種区分」別に仕分けをし計量する必要があるが、同一の工場で複数の製品を製造している場合には、複数の業種区分にまたがる食品残渣が混在して発生するため、その分別・計量が非常に困難と手間を要している。例えば、ピタは、サラダとサンドイッチの原材料に使用され、下処理は同時に行われるが、サラダは「そう菜製造業」、サンドイッチは「すし・弁当・調理(ン)製造業」に該当するため、廃棄する際に1日の製造の中でどちらの業種で発生したかを決めて、分別・計量している。また、野菜炒めを惣菜と弁当に使用する場合には、同じ調理室で加工を行うが、業種区分が異なるため残渣を別々に計量・管理しなければならない。 実情に伴った区分とすることで、「業種区分」ごとの目標値が正しく把握され、食品廃棄物等の発生抑制及び減量につながるのと同時に、工場での作業が減り、効率的な処理が可能となる。</p> | (一社)日本経済団体連合会 | 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省 | 食品リサイクル法では、再生利用等の推進を図るため、年間の食品廃棄物等の発生量が100トン以上の食品関連事業者に対し、毎年、報告することを求めています。また、食品廃棄物等の発生や再生利用等の状況については、食品関連事業者の業種等により差が見られることから、業種区分ごとの報告をお願いしているところです。 | 食品廃棄物等多量発生事業者の定期報告に関する省令 | 現行制度下で対応可能 | 食品廃棄物等の発生量等は、実測によって、把握しただけが望ましいと考えますが、事業の形態によっては、実測が難しい場合もあると承知しており、このような場合にあっては「食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等実施率に係る測定方法ガイドライン(農林水産省及び環境省作成)」を参考に、年又は月に数回程度の実測を実施した上で営業日数、売上高など食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値により業種区分ごとの数値を推計する方法も可能としているところです。 | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 管理番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革会議における再検討項目 |
|-----------|-----------|-------------|---------------|-------------------------------------|--|---|---------------------------------------|----------------------------|------------|---|------------|-----------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 措置の分類 | 措置の概要(対応策) | |
| 280215014 | 27年10月29日 | 27年11月18日 | 28年2月15日 | 泥土圧式シールド工事用掘削土の取除の見直し | 【具体的内容】 「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について」(平成23年3月30日、環産産第110329004号)における建設汚泥の取扱いについて(「2.3.解説(7)」、泥水非循環工法(泥土圧シールド工法)を用いた場合に、分級機・調整槽・脱水機を導入して非泥状処理をした場合には、非泥状処理までを一体のシステムとして捉え、その時点をもって、「汚泥」か「土砂」かを判断していただきたい。具体的には、解説(7)の文末に「ただし、泥水非循環工法(泥土圧シールド工法)を用いた場合において、分級機・調整槽・脱水機が用いられている場合には、それを一体のシステムと捉え、その時点をもって判断する。」などと追記いただきたい。 【提案理由】 シールド工事における掘削残土は、排出時の性状により「汚泥」か「土砂」かを判断される。「汚泥」と判断された場合は、産業廃棄物に該当し廃棄物処理法の適用となるが、「土砂」と判断された場合には産業廃棄物に該当しない。 この判断時期については、「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について」(平成23年3月30日、環産産第110329004号)によって、「掘削工事に伴って排出される時点、すなわち、「一体の施工システムより排出される時点」で判断するよう示されている。泥水循環工法の場合は、分級機・調整槽・脱水機が一体の施工システムに含まれるため、分級・脱水後の掘削土の一部のみが汚泥となるのに対し、泥水非循環工法の場合は、分級機・調整槽・脱水機が一体の施工システムに含まれないため、これらを設置し非泥状処理を行っても、掘削土全てが汚泥となる。そのため、泥水非循環工法の場合には、非泥状処理を行っていないのが現状である。 しかし、泥水非循環工法の場合であっても、非泥状処理をすれば一般残土と遜色ない土砂とすることが可能であり、工法の違いのみで判断するのは不合理である。非泥状処理までを一体の施工システムと捉えることで、現状、全て汚泥処理しているものが、一般残土として処分できることになり、産業廃棄物の排出量を削減できる。 | (一社)日本経済団体連合会 | 環境省 | 産業廃棄物処理法第2条第4項第1号 | 現行制度下で対応可能 | 通知では、代表的な掘削工法において、どこまでを掘削工法としてとらえて土砂か汚泥かを判断するかを明示しており、泥土圧シールド工法であっても、掘削土砂を水と土砂に分離する工程までを掘削工法としてとらえ得るときは、この一体となる施工システムより排出される時点で廃棄物該当性を判断することは可能である。こうした通知の解釈については、都道府県・政令市の産業廃棄物の担当者会議等の場を通じて改めて周知したい。 | | |
| 280215026 | 27年10月30日 | 27年11月18日 | 28年2月15日 | 食品リサイクル法の定期報告書の業種区分の見直しについて | 食品リサイクル法では、現在、食品製造業の16の業種区分に食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されているが、食品工場においては、同一工場において、複数の区分にまたがる製品を製造するため、区分毎の計量が非常に困難である。現行法において区分されている「畜類製造業」、「惣菜製造業」、「すし・弁当・調理(パン)製造業」、「菓子製造業」とは別に、これらの区分を1つにまとめた区分を新設する等、総合食品メーカーの実情にあった業種区分に見直しいただきたい。 現行法にてオリジナル商品を製造しているお取引先(食品製造業)では、「業種区分ごとの食品残渣量」等を記載した定期報告書を提出している。 「業種区分ごとの食品残渣量」を把握するためには、残渣を「業種区分」別に仕分けし計量する必要があり、同一の工場で複数の製品を製造している場合には、複数の業種区分にまたがる食品残渣が混在して発生しており、その分別・計量に非常に困難と手間を要しているためである。 実情に伴った区分とすることで、「業種区分」ごとの目標値が正しく把握され、食品廃棄物等の発生抑制及び減量に繋がるとともに、工場での作業が減り、効率的な処理が可能となる。 分類することが困難な例 レタは「サラダ」の原材料に使用し下処理は同時にを行うが、サラダが「惣菜製造業」、サンドイッチは「すし・弁当・調理(パン)製造業」に該当するため、廃棄する際に1日の製造の中でどちらの業種で発生したかを決めて、分別・計量している。 分類作業が煩雑な例 野菜炒めを惣菜と弁当に使用する場合には、同じ調理室で加工を行うが、業種区分が異なるため残渣を別々に計量・管理しなければならない。 | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省 | 食品廃棄物等多量発生事業者の定期的報告書に関する省令 | 現行制度下で対応可能 | 食品廃棄物等の発生量等は、実測によって、把握いただくことが望ましいと考えますが、事業の形態によっては、実測が難しい場合もあると承知しており、このような場合にあっては「食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等実施率に係る測定方法ガイドライン」(農林水産省及び環境省作成)を参考に、早又は月に回収程度の実測を実施した上で営業日数、売上高など食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値により業種区分ごとの数値を推計する方法も可能しているところである。 | | |
| 280215029 | 27年10月30日 | 27年11月18日 | 28年2月15日 | 火力発電所の設置等に係る環境影響評価での環境大臣意見の取扱いの見直し等 | 【提案理由】 石炭火力発電所に係る環境影響評価においては、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長会議(取扱いまとめ)」(2015年4月26日経産省「環境省」において、環境影響評価における二酸化炭素の取扱いが示されたことを踏まえ、「事業者が利用可能な最良の技術(BAT)の採用等により可能な限り環境負荷低減に努めているかどうか」「国の二酸化炭素排出削減の目標・計画と整合性を持っているかどうか」「電力業界全体の自主的な枠組に参加し、当該枠組の下で二酸化炭素排出削減に取り組んでいくこととしている場合は、整合性が確保されているものと整理を必要かつ合理的な範囲で国が審査することとされているが、環境大臣は、電力業界全体の自主的な枠組の公表(2015年7月17日)以降も、石炭火力の設置等の事業を行う事業者の配慮審査の際には、電力業界の自主的な枠組に課題があり、「現段階において是認することはできない」と、早急に具体的な仕組みやルールづくり等が必要不可欠である、という意見を発信している。環境大臣の意見は、アセス法の対象である個別発電所の環境アセス審査を逸脱し、電力業界全体の自主的な枠組に係る環境影響評価での環境大臣意見(以下「環境大臣意見」)に及ぶ理由により、環境大臣が「BAT」を最新の技術を用いた火力発電所の新増設を否定し、石炭火力全体の効率向上への活力ある取組みを阻害しかねない。 【提案内容】 (1)環境アセスメントにおける環境大臣意見において、電力業界全体の自主的な枠組における具体的な仕組みやルールづくりに言及するなど個々の事業者に備わっていない理由に基づき意見を、各々個々の事業者の環境の保全の見地から事業者が実行可能な範囲の意見に限定し、その意見を事業者に周知すること。 (2)温室効果ガスに係る環境影響評価の審査における環境大臣意見は、東京電力の火力電源入札に関する関係局長会議で取りまとめられた環境アセスメントにおける二酸化炭素の取扱いに関する観点(BATが採用されているか否か、及び国の地球温暖化対策の計画・目標の達成に努めること)を目的とした自主的な枠組みに参加しているか)の内容を逸脱しないよう、必要かつ合理的な範囲のものとし、その旨を事業者に周知すること。 (3)環境省は、地球環境問題である温室効果ガスを個別事業の環境アセスメントの評価項目として検討することの合理性も含め再検討を行うこと。 | 日本経済団体連合会 電気事業連合会 日本化学工業協会 日本製鉄連合会 日本経済連盟 | 環境省 | 環境影響評価法第3条の5等 | 対応不可 | 経済産業省・環境省が公表し、また「燃料調達コスト引き下げ関係関係会(内閣官房長官・外務大臣・経済産業大臣・環境大臣の4大臣会合)で承認された局長取りまとめにおいて、国の目標・計画との整合性については、局長級取りまとめで示されている要件を満たした。電力業界全体で二酸化炭素排出削減に取り組む実効性のある枠組に参加し、当該枠組の下で二酸化炭素排出削減に取り組んでいくこととしている場合、その整合性がある認められることとされています。平成27年7月17日に公表された自主的な枠組には課題があり、「日本の約束草案」及びエネルギーミックスの達成に支障を及ぼしかねず、国の二酸化炭素排出削減の目標・計画との整合性を判断できず、現段階において是認することはできないため、早急に具体的な仕組みやルールづくり等が必要不可欠であるとの意見を述べたものである。 電気事業分野における地球温暖化対策については、平成28年2月3日に、経済産業省・環境省で「電力業界の枠組みに加え、省エネ法やエネルギー供給構造高度化法等の措置に取り組み、2030年度温室効果ガス排出削減目標の達成を確実にするため、電力業界全体の取組の実効性を確保することとし、毎年度その進捗状況をレビューすること等を合意しました。これを踏まえ、当面の石炭火力発電事業の環境アセスメントの個別案件に係る環境大臣意見では、国の計画・目標との整合性について、状況を確認することとなります。 また、温室効果ガス等については、環境影響評価法制定当初から、事業者による環境負荷として、評価対象項目の中に含まれています。温暖化問題に関する現状に鑑み、温室効果ガスに関しては、今後一層適切な評価を行うことが重要である。 | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 管理番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | 規制改革会議における再検討項目 | |
|-----------|-----------|-------------|---------------|--|---|---------------|-----------------------|---|--|---|--|------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 措置の分類 | | 措置の概要(対応策) |
| 280215055 | 27年11月16日 | 28年1月13日 | 28年2月15日 | 土壌汚染対策法の見直し の着実な実施 | <p>【提案の具体的内容】 2015年6月16日の規制改革会議第3次答申に記載された「土壌汚染対策法の見直し」に関する以下の事項について、事業者の意見を踏まえ、着実に実行すべきである。</p> <p>1. 工業専用地域における土地の形質変更については、人の健康へのリスクに応じた規制とすべき。 2. 自然由来物質については、次の案を講ずることにより、リスクに応じた必要最小限の規制とすべき。 土壌指定基準を、地下水環境基準および土壌環境基準と区別すべき。自然由来物質が判明している広い地域内では、土壌の移動を規制しない新たな制度を作るべき。自然由来特別区域から外へ健全土壌として搬出するために行う認定調査は、自然由来汚染が認められた物質のみを対象とすべき。</p> <p>【提案理由】 現在の土壌汚染対策法では、土壌汚染の拡散を防止するため、3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合には、事業者が搬出義務が生じる。また、人為的な汚染土壌のみならず、自然由来物質による汚染土壌についても規制の対象とされている。これらはリスクの大小を問わない一律で過剰な規制であり、事業活動に大きな影響を与えている。 3,000㎡以上の土地の形質変更であっても、都市計画法で規定される工業専用地域では、一般の居住者が地下水を飲んだり、土壌を直接採取することにより健康を害するリスクが低いこと。また、自然由来物質に係るリスクの大小によらず一律で過剰な規制により、工期の延長、工費の増加、多量の搬出土壌の運搬・処理が必要になり、土地の取引および利活用が萎縮していること。 提案の具体的内容1.による効果は、国内の旧工場建屋および跡地の有効利用による生産拠点の海外移転の抑制および海外生産の国内回帰の促進、企業の設備投資意欲の低下、形質変更工事着手の迅速化、2.による効果は、調査費および処分費の軽減による土地利用促進、各事業所における調査および処分のための時間・費用の軽減、認定調査費用軽減による自然由来特別地域の緩和効果の発現</p> | (一社)日本経済団体連合会 | 環境省 | <p>【1について】 土壌汚染対策法では、まず汚染のおそれに応じて調査の要否を判断し、基準不適合が確認された後に人の健康被害のおそれに応じた区域指定をする仕組みとしています。御提案で載れている法第4条は、一定規模(3,000㎡)以上の土地の形質変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるときは、土壌汚染状況調査を行うこととしており、調査の結果、土壌の汚染状態が指定基準を超過した場合は、採取経路の有無に基づいて要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定されます。 形質変更時要届出区域のうち埋立管理区域(工業専用地域内の埋立地等)に指定された土地については、形質変更時の施行基準を一般の形質変更時要届出区域よりも緩和する負担軽減措置を行っています。</p> <p>【2について】 土壌汚染対策法においては、土壌汚染状況調査を行った結果により、リスク管理を行う必要があるため、区域の指定に関する基準(土壌汚染汚染基準及び土壌含有量基準)を定めています。このうち、土壌汚染汚染基準は、人為由来か自然由来かにかかわらず、地下水等の採取に係る健康被害を防止する観点から、水質環境基準及び地下水環境基準に適合した考え方で設定されている土壌環境基準(汚染基準)を用いることとしています。 土壌汚染状況調査の結果、専ら自然由来であることが確認された場合は、自然由来特別区域に指定され、当該区域内での自然由来基準不適合土壌の移動には原則規制はありません。 自然由来特別区域内の土壌を区域外へ搬出する場合は、汚染の拡散の可能性があるため、汚染土壌処理施設において処理しなければなりません。また、自然由来特別区域における認定調査については、平成27年12月25日に国家戦略特別区域汚染土壌搬出時認定調査事業に係る命令を制定し、国家戦略特別区域において、調査対象物質を区域指定対象物質とする特別措置を可能としています。</p> | <p>【1について】 土壌汚染対策法第4条、第12条(同法施行規則第53条)</p> <p>【2について】 土壌汚染対策法施行規則第1条第2項第3号、環境庁告示平成30年46号 土壌汚染対策法第18条、同法施行規則第10条の2 土壌汚染対策法第16条第1項、同法施行規則第59条、環境省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令</p> | <p>【1について】 規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)に基づき、工業専用地域の土地の形質変更に係る規制の在り方につき、事業者等の意見を踏まえつつ、人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とする観点から現在検討を進めているところです。</p> <p>【2について】 規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)に基づき、自然由来物質に係る規制の在り方につき、事業者等の意見を踏まえつつ、人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とする観点から現在検討を進めているところです。</p> | | |
| 280215078 | 27年12月1日 | 28年1月27日 | 28年2月15日 | 化審法の少量新規化学物質確認制度、低生産量新規化学物質に関する審査の特例制における数量規制等の見直し | <p>【提案の具体的内容】 少量新規化学物質については、各社それぞれ年間10以下、低生産量新規化学物質については、各社それぞれ年間10以下とすべきである。また、確認の申出受付頻度は通常新規と同じ年10回とすべきである。 ・もしも複数社から届出された場合の安全を担保するため、追加情報に基づきリスクに基づく合理的な評価、判定をするし(み)を導入することが考えられる。 例えは、ば(露情報)の考慮、log Pow、生態毒性(一種)等の確認をすること等</p> <p>【提案理由】 化審法第3条第1項第5号および施行令第3条第2項、化審法第5条および施行令第4条により、「少量新規、低生産量新規ともに国全体でそれぞれ10/年以下、10/年以下となっている。また、申出受付頻度は、4半期に1度となっている。 要望理由としては、以下が挙げられる。 ・複数社が同一物質に関して確認申請を行った場合、国による数量調整等により、必ずしも申請数量とどりの製造・輸入許可が得られず、当該事業の予見性を損なっている。 ・諸外国ではこのようなルールは一般的ではなく、日本企業の競争力を低下させている。 ・事業者が事業機会を逃すことなく、かつ、競争力を高める観点から、申出受付頻度は、「4半期に1度」から「10回」に変更することを求める。 要望が実現した場合には、事業の予見性の確保、事業の機会損失低減、競争力の増大に寄与する。また、事業を継続するために、少量新規種から外れることによる約1,000万円、低生産種から外れることによる約2,000万円程度の試験費用の削減も可能である。</p> | (一社)日本経済団体連合会 | 厚生労働省 経済産業省 環境省 | <p><少量新規化学物質確認制度> 少量新規化学物質確認制度は、製造・輸入予定数量が年間10トン以下の新規化学物質について、国内合計で製造・輸入数量が年間10トン以下であることを厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認を受けることで、新規化学物質の届出が免除される制度です。 複数事業者から同一の新規化学物質についての確認の申出があった場合は、合計で10トンを超えない範囲で確認されます。 確認の申出を行うことができるのは、年4回 第1回受付 申出期間:1月20日～30日 第2回受付 申出期間:6月1日～10日 第3回受付 申出期間:9月1日～10日 第4回受付 申出期間:12月1日～10日</p> <p><低生産量新規化学物質制度> 低生産量新規化学物質制度は、製造・輸入予定数量が年間10トン以下の新規化学物質について、人健康影響及び生態影響についての知見がない場合、分解性、蓄積性のみで審査、判定を受けることができる制度です。 「難分解」かつ「高蓄積でない」と判定された場合は、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が、国内合計で製造・輸入数量が10トン以下であることを確認した上で、製造・輸入が可能となります。 確認の申出を行うことができるのは、年1回(3月1日～10日)。ただし、判定を受けた年度は、当該年度中に確認の申出を行うことが可能です。</p> | <p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条第1項第5号 第5条第4項第1号</p> <p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第3条第2項第4条</p> <p>新規化学物質の製造又は輸入に係る届出に関する省令第4条第4条の4</p> | <p>その他</p> | <p>予定されている取扱いの方法等からみてその新規化学物質による環境の汚染が生じるおそれがないものと確認できる場合(中間物及び輸出専用品の場合)には、総量規制に代えて、一事業者あたり一年度に10トン以下の製造・輸入を認めることができ、確認の申出の受付頻度も随時できるとして、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出に関する省令(昭和49年厚生省・通商産業省令第1号)を改正し、新たに少量中間物等新規化学物質確認制度を構築し、運用を開始しました(平成26年6月公布、同年10月施行)。 なお、御提案に関する事項は、「化審法施行状況検討会」等において、検討しているところです。</p> | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 管理番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | 規制改革会議における再検討項目 |
|-----------|----------|-------------|---------------|--------------------------|--|---------------|--------------------------------|---|-----------------------------------|-------|--|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 措置の分類 | |
| 280215079 | 27年12月1日 | 28年1月27日 | 28年2月15日 | 化審法新規化学物質届出時の分解生成物の取扱い | <p>【提案の具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1%以上の分解生成物に対し一律的に試験要求すべきでなく、リスクに応じた安全性評価を実施すべきである。 ＜具体的な対応＞ ・低生産種(製造・輸入数量が各物質毎に年間10トン以内)での生分解性試験は間接法とし、10%未満の分解生成物は同定・評価不要とすべきである。 ・例えば、製造量等が10トン超の場合のみ直接定量を実施。 ・分解物の生成量等に応じて、濃縮度試験の選択、人健康、生態影響試験等の選択を可能とすべきである。 (logPo/w 3.5の場合(HPLC法)のみ、QSAR、Expert Judgeなど) <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化審法の運用において、分解度試験の結果、分解生成物が生じ、1%以上残存する場合には、その分解生成物を特定し、個別に試験を実施することが求められている。要望理由としては、以下が挙げられる。 ・本制度は、日本のみの制度(EU・韓国等では100t超で分解物の同定が必要)であり、低生産種内(年間10トン以下)は、間接法とするべき。 ・また、低生産種内であれば、10%未満の分解生成物の同定は10%未満となる。化審法等により、年間10トン以下の少量新規制度においては、有害性情報の国への提供は不要となるため、低生産の10%未満の分解生成物は、同定・評価は不要とすべきである。 ・分解物は、親化合物由来であること、通常は分解により極性化され、さらに代謝されるなど、無毒化の方向にあることも考慮。 ・また、評価に際し、政府において平成21年化審法改正時の国会附帯決議「定量的構造活性相関の活用等を含む動物試験の代替法の開発・活用を促進すること」に指摘があったように、要望内容にあげた手法(QSAR,Expert Judgeなど)の手法を活用すべきである。 ・1物質あたり約3,000万円以上、期間としては数年にわたることもあり、分解生成物の試験に多大な費用と時間を要する。また、試験のコストや要する期間等から研究開発のスピードを著しく減退、又は開発を断念することがある。 <p>要望が実現した場合には、費用面では、分解生成物が1物質ごとに約3,000万円の削減可能(多い場合は3物質以上になることも)、開発期間も物質数に応じて伸びたものが短縮可能。その結果、海外への拡販を断念する事例が減少することも期待される。</p> | (一社)日本経済団体連合会 | 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省 | 化審法の新規化学物質の届出において必要となる分解度試験において、分解生成物が生じた場合は、その生成率が1%未満の場合は、分解生成物について蓄積性及び毒性の評価を求めないこととします。一方、1%以上生じた場合は、類似物質からの類推や試験結果からの専門家判断等、何らかの蓄積性及び毒性の評価を行うこととしており、類推等が困難な場合に限り試験の実施を求めています。 | | その他 | <p>分解生成物の評価の簡素化にも通じる、下記の化学物質の評価方法の見直し検討を行い、運用を開始しているところです。</p> <p>生物蓄積性の類推等による判定の運用ルール案を作成・公表し、届出された新規化学物質について、構造が類似し生物蓄積性が低い既知の化学物質がある場合にはQSAR(定量的構造活性相関)の推計結果等から高蓄積性でない判定できる仕組みなどを導入しました。</p> <p>事業者による重複試験を削減する観点から、公示済みの新規化学物質、既存化学物質の判定結果や試験結果を順次公表することとしました。特に、蓄積性のQSAR等の類推評価を促す観点から、生物蓄積係数(BCF)の結果等を事業者が使いやすい形式で順次公表しています。</p> <p>従来簡易な試験を適用することができなかったイオン性化合物の蓄積性を簡易な試験法で評価できるよう新たなルールを導入しました。</p> <p>OECDテストガイドラインに整合させて、より負担の小さい濃縮度試験を導入しました。</p> <p>なお、御提案に関する事項は、「化審法施行状況検討会」等において検討しているところです。</p> |
| 280215080 | 27年12月1日 | 28年1月27日 | 28年2月15日 | 化審法新規化学物質届出の際の高分子化合物の取扱い | <p>【提案の具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2%ルールを導入すべきである。2重量%未満のモノマー及び反応成分については、ポリマーの名称に含めなくてもよいものとする。(個々のモノマー及び反応成分について2%であって、total2%でない。)ポリマーの定義はOECDの定義と同様とすべきである(「数平均分子量1,000以上」を削除)。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠法令：運用通知 平成23年3月31日、薬食発0331第5号、平成23-03-29製局第3号、環保企発第110331007号、2.2-1(2)の二において、原則として、既存のポリマー(微量の別モノマー(新規物質の場合はその合計が1%以上、既存物質の場合はその合計が2%以上)を加えて合成したポリマーが既存物質リストに収載されていない場合は、全て新規化学物質扱いとされている。養老の理由としては、以下が挙げられる。 ・安全性の担保の理由として、HPL、Environmental Consulting Services LLC報告書によると28年間の実績の観点から2%ルールは問題ないとされている。また、化審法高分子プロセスキームで確認された高分子化合物(低懸念ポリマー含む)においては、2%程度の単量体を幾つか添加しても(高分子の分子量が大きく、低分子量成分の含有量が少なく、かつ、いわゆる懸念官能基等を含まない場合)、その安定性、蓄積性が大きく(変化することは考えにくい)。 ・諸外国では2%ルールが国際標準であり、経済的・時間的負担も大きい。具体的には、高分子プロセスキームによる試験費用として、150万円/物質、試験期間として、申請期間として約9か月を要す。 <p>要望が実現した場合には、経済的には、150万円/物質の削減が可能で、時間的にも試験・申請期間(約9か月)の短縮が可能。その結果、事業の機会損失も低減することが期待される。</p> | (一社)日本経済団体連合会 | 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省 | <p>化審法の届出対象である化学物質の区分については、原則化合物ごととしており、高分子化合物(ポリマー)については、繰り返し単位と重合様式が同じものを同一の化学物質とし、重合度や重合手法が異なってもそれを区別していません。</p> <p>また、そのポリマーの重量割合の合計が99%を超える単量体(モノマー)等から得られる別の有機高分子化合物が既存化学物質等である場合と、重量割合の98%を超える単量体等から得られる別の有機高分子化合物が既存化学物質等であって、残り2%未満の単量体等が既存化学物質等である場合は、新規化学物質として扱わず、届出を求めないこととしています。</p> | 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について2.〔3〕 | その他 | 御提案に関する事項は、2%の単量体を複数加えることにより毒性、物性が変わらないとの科学的知見が確認できていないため、それらの検証が必要ですが、「化審法施行状況検討会」等において検討しているところです。 |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 管理番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果 | | | 規制改革会議における再検討項目 | |
|-----------|-----------|-------------|---------------|-------------------------------|---|---------------|--------------|---|--|--|--|---|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 措置の分類 | | 措置の概要(対応策) |
| 280215088 | 27年12月15日 | 28年1月27日 | 28年2月15日 | 放射線障害防止法における健康診断記録の保存年限設定への要望 | <p>要望内容:放射線障害防止法において未記載である健康診断記録等の保存年限を安衛法(特化則および電離則)に合わせて、30年として頂きたい。</p> <p>理由: ・放射線障害防止法において健康診断記録の保管期限が定められておらず、実質的に永年保管となっている。 ・健康診断結果記録等は、個人々に結び付くものであり、異動等にも対応して管理されているが、放射線障害防止法に基づく健康診断結果は、永年保管となっているため、別対応せざるを得ない状況となっており、事業者にも多大の負担が生じている。 ・本記録を放射線影響協会に引き渡す道は存在するが、過去の多大な資料を整理(受け先の形式に記載し直す)が必要、かつ、費用負担も発生する。 ・記録保管は、当該業務従事者の業務による将来的「ガン」罹患を想定し、その際の労災対応等の対応として妥当と考えられるが、放射線被曝は、業務由来のものばかりでなく、健康診断や診療に由来するものも存在し、通常の試験研究施設における放射性物質取り扱いに関しても、むしろ、後者のほうが圧倒的に大きな数値であることから、「ガン」発症との因果関係に関して、「放射性同位元素等の健康影響」のみを特別扱いすることは妥当性を欠いている。 ・安衛法(特化則・電離則)に定められた健康診断記録の保管期限30年は、確率的かつ晩発的な健康への影響を考慮したものであり、放射線障害防止法においても同一の期限を設定することには妥当性があり、納得性もあると考えられる。</p> <p>効果:保存期限を定めることにより、事業者による適正な管理が可能となる。即ち、当該業務従事者の健康診断記録を一律に30年保存として対応(統一した管理)することが可能となり、これまで実施していた引き渡し業務をなくすることも可能となる。</p> | 日本製薬工業協会 | 環境省 | <p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年六月十日法律第六十七号)において規定される健康診断の結果に係る記録の保存については、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則において定められています。</p> <p>具体的には、健康診断を受けた者が許可届出使用者若しくは許可廃棄業者の従業者でなくなった場合又は当該記録を5年以上保存した場合において、これを原子力規制委員会が指定する機関に引き渡す場合を除き、保存することが定められています。</p> | 放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年六月十日法律第六十七号)第二十三条第二項 | 放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和三十三年九月三十日総理府令第五十六号)第二十二條第二項第三号 | 対応不可 | <p>ICRP1990年勧告(Pub.60)を踏まえた記録の保存に係る国内制度等への取り入れについて、放射線影響会議は、健康影響の観点のみならず、(1)規制の遵守の証明、(2)被ばく傾向の評価や作業場所の状況の把握、(3)最適化の検討のためのデータとする観点から、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律における記録の保存期間について、永年保存を妥当としているところである。</p> <p>ただし、測定を受けた者が死亡した場合や、その雇主である使用者等が解散した場合などには、測定記録の保存が困難になることが予想されるため、これらについては原子力規制委員会の指定する機関にそれを引渡せば、使用者等は記録保存の義務を免れるものとされています。</p> <p>放射線被ばく(の個人記録や作業環境のモニタリング結果、排気、排水に係る測定結果等の記録の保存期間については、事業所の特徴、記録の使用目的等に応じて、関係法令等に保存する記録の種類、保存期間が規定されているものであり、今後とも、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の目的を踏まえて、適切に対応してまいります。</p> |
| 280318062 | 27年12月28日 | 28年1月27日 | 28年3月18日 | 省工本法、温暖化防止条例に基づく届出の一元化の推進 | <p>【提案の具体的内容】 省工本法の定期報告と地方自治体の温暖化防止条例で求められる報告について、文書の様式や記載項目、提出先の一元化に向けて、地方自治体への要請等、必要な措置を講じるべきである。特に、事務連絡「温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条例との整合性の確保について(依頼)」(2014年6月20日、経済産業省・環境省)発出以降の各自治体の対応について、実施したアンケートの取りまとめ等を通して、一元化の障害を究明・除去するとともに、対応の見られない自治体への要請を強化すべきである。</p> <p>【提案理由】 省工本法は毎年度、特定事業者に対し中長期的な計画書および定期の報告書を作成し、主務大臣に提出することを義務付けている。一方、各地方自治体も地球温暖化防止条例等を制定し、事業者に対して地球温暖化対策等に関する計画書および報告書の提出を義務付けている。 「温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条例との整合性の確保について(依頼)」(2014年6月20日、経済産業省・環境省)による両者の一元化要請。その後の地方自治体へのアンケート調査と、政府が対応に動いているものの、引き続き二重の報告を課される事業者が多く存在している。 省工本法に基づく定期報告と地球温暖化防止条例等に基づく報告に記載する事項はほぼ同一であるにもかかわらず、書式が統一されていないため、広域で事業を展開する事業者は、主務大臣および各地方自治体へ提出する文書を作成するための膨大な事務作業を強いられている。 文書の様式や記載項目が統一されるとともに、提出先が一元化されれば、事業者の事務コストが大幅に削減されるとともに、効率的な行政の実現にも資すると考える。</p> | (一社)日本経済団体連合会 | 経済産業省 環境省 | <p>省工本法は毎年度、特定事業者に対し中長期的な計画書及び定期の報告書を作成し、主務大臣(経済産業大臣及び事業所管大臣)に提出することを義務付けている。一方、地球温暖化防止条例等を制定し、事業者に対して地球温暖化対策等に関する計画書及び報告書の提出を義務付けている自治体の中には、対象となる事業者や様式は国とほぼ同じ自治体もあれば、異なる自治体もあると認識しています。</p> | エネルギー使用の合理化等に関する法律(省工本法)第14条、第15条 エネルギー使用の合理化等に関する法律施行規則第15条、第17条 | 現行制度化で対応可能 | <p>御協議の通り、事務連絡「温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条例との整合性の確保について(依頼)」(2014年6月20日、経済産業省・環境省)を発出し、可能な範囲で省工本法との整合性に留意するよう協力を要請致しました。国の地方公共団体への関与は地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならない原則(地方自治法第245条の3)に基づき、地方自治体が自治事務として実施している施策に対し、現状以上の強制力のある要請を実施することは困難です。</p> <p>従って、省工本法に基づく報告と条例に基づく報告の一元化を強制することはできませんが、報告の作成・提出に係る事業者の負担軽減の観点から、アンケート結果も踏まえて、可能な範囲で省工本法との整合性に留意するよう引き続き要請してまいります。</p> | |